

# 目 次

I 災害補償制度の体系	4
1 災害補償の意義	4
2 対象となる職員	4
3 地方公務員災害補償基金	7
4 行政手続法の適用	8
(1) 審査基準及び処分基準について	8
(2) 標準処理期間の設定	8
(3) 公務外の認定等の理由の提示	10
(4) 情報の提供	10
(5) 福祉事業の取扱い	10
II 公務災害・通勤災害の認定基準	11
1 公務災害認定の要件	11
(1) 公務遂行性	11
(2) 公務起因性	11
2 公務上の負傷	12
3 公務上の疾病【規則別表第1】	17
4 特定の事案の認定について	20
(1) 腰痛事案	20
(2) 頸部痛・膝痛事案	23
(3) 心・血管疾患及び脳血管疾患事案	23
(4) 精神疾患事案及び自殺事案	27
(5) 上肢疾患事案	32
(6) 汚染血液事案	34
5 通勤災害認定の要件	38
6 通勤の範囲	38
(1) 勤務のため	38
(2) 住居	40
(3) 勤務場所	40
(4) 通勤の「始点」・「終点」	41
(5) 合理的な経路及び方法	41
(6) 「逸脱」・「中断」	42
(7) 日常生活上必要な行為	44
7 「公務災害」として取り扱われる通勤災害	47
III 認定請求	49
1 災害に遭ったら	50
2 認定請求書の作成及び提出	50
3 認定請求書の記入要領	50
4 認定請求書の添付資料	52
5 任命権者における事務処理	54
6 公務災害又は通勤災害の認定及び通知	55
7 追加認定請求、再発認定請求、認定請求の取下げ	55
IV 基金が行う補償	63
1 療養補償	63
(1) 補償の範囲	63
(2) 請求・手続	66

(3) 転医について.....	69
(4) 治ゆ.....	70
(5) 治ゆ報告書.....	71
(6) 長期療養事案への対応.....	71
2 休業補償及び休業援護金.....	73
(1) 休業補償.....	73
(2) 支給要件.....	73
(3) 休業援護金（福祉事業）.....	73
(4) 請求（申請）手続.....	73
3 傷病補償年金とその福祉事業.....	74
(1) 傷病補償年金.....	74
(2) 支給額.....	74
(3) 傷病特別支給金（福祉事業）.....	75
(4) 傷病特別給付金（福祉事業）.....	75
(5) 申請手続.....	75
(6) その他の福祉事業.....	76
4 障害補償とその福祉事業.....	76
(1) 障害補償年金及び障害補償一時金.....	76
(2) 支給額.....	76
(3) 支給額の調整及び制限.....	77
(4) 障害特別支給金（福祉事業）.....	77
(5) 障害特別援護金（福祉事業）.....	77
(6) 障害特別給付金（福祉事業）.....	78
(7) 等級の決定方法.....	79
(8) 請求（申請）手続.....	79
(9) その他の補償.....	80
(10) その他の福祉事業.....	80
5 介護補償.....	80
(1) 支給対象者.....	80
(2) 支給額.....	81
6 遺族補償とその福祉事業.....	81
(1) 遺族補償年金.....	81
(2) 支給額.....	82
(3) 受給権、受給資格の消滅及び支給の調整.....	83
(4) 遺族補償一時金.....	83
(5) 遺族特別支給金（福祉事業）.....	84
(6) 遺族特別援護金（福祉事業）.....	85
(7) 遺族特別給付金（福祉事業）.....	85
(8) その他の補償.....	86
(9) その他の福祉事業.....	86
(10) 請求（申請）手続.....	86
7 葬祭補償.....	87
(1) 補償の内容.....	87
(2) 請求手続.....	87
8 年金たる補償の受給権者の報告義務.....	88
(1) 障害、遺族の現状報告.....	88
(2) その他の報告.....	88
V 福祉事業.....	90
1 福祉事業.....	90
2 福祉事業の種類及び内容.....	90

3	福祉事業の申請手続.....	95
VI	平均給与額.....	96
1	平均給与額の意義及び添付資料.....	96
2	給与の種類.....	97
3	平均給与額の算定方法の組合せ.....	98
4	算定方法.....	99
VII	第三者加害事案.....	106
1	第三者加害事案とは.....	106
2	第三者とは.....	106
3	不法行為とは.....	107
4	損害賠償における損害の範囲.....	109
5	示談先行と補償先行.....	109
(1)	示談先行.....	110
(2)	補償先行.....	110
6	求償・免責.....	113
(1)	免責【示談先行の場合】.....	113
(2)	求償【補償先行の場合】.....	113
7	第三者加害事案における事務手続.....	114
(1)	被災職員が行うべき事務.....	114
(2)	示談先行の場合の事務.....	115
(3)	補償先行の場合の事務.....	115
(4)	提出書類.....	116
8	第三者加害事案における保険について.....	118
(1)	自賠償保険.....	118
(2)	任意保険.....	118
(3)	自賠償保険と任意保険の違い.....	118
VIII	負担金.....	119
1	負担金の種類.....	119
2	負担金の算定方法.....	119
3	負担金事務の注意事項.....	120
4	メリット制の概要.....	121
5	負担金の納付方法.....	122

# I 災害補償制度の体系

## 1 災害補償の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生するものとされていることです。民法上の損害賠償が原則として過失主義をとっていることと、この点において異なります。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。

さらに、災害補償制度は、一部に年金が採り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であって、賠償責任保険とは異なった制度となっています。

## 2 対象となる職員

地方公務員の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、常勤職員については、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）の規定により、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）がその実施に当たり、非常勤職員については、労働者災害補償保険法による場合と、法に基づく各団体の条例や消防団員等公務災害補償等共済基金法、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律などの法令に基づく各団体の条例により、地方公共団体等が補償を実施する場合があります。

これらの関係法令等の適用関係及び補償実施機関をまとめてみると、次頁のとおりです。

（注） 「常勤職員」には、常時勤務に服することを要する職員のほか、「常勤的非常勤職員」といって常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者を含みます。

また、再任用制度に基づく職員については、常時勤務職員だけでなく、「短時間勤務職員」についても、常勤職員に準ずる者として、対象となる職員としています。

○災害補償制度の適用関係

常勤・非常勤の別	職	対象者	適用法令等	補償実施機関
常勤職員 (再任用短時間勤務・常勤的非常勤含む)	特別職	知事・市町村長・一部事務組合管理者 副知事・副市町村長 監査委員 企業管理者 教育長	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	一般職	会計管理者 一般職員 教員 警察職員 消防吏員 企業職員 船員		
非常勤職員	特別職	議会の議員、監査委員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員、民生委員等の法令の適用を受けない者(労働基準法別表第1に掲げる事業所(以下「労基法別表事業所」という。)以外の事業所に勤務する者)	地方公務員災害補償法に基づく条例(法69条)	地方公共団体
		消防団員及び水防団員	消防組織法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法に基づく条例	
		学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例	
	一般職	臨時職員等(他の法令の適用を受けないもの)	地方公務員災害補償法に基づく条例(法69条)	地方公共団体
臨時職員等(労基法別表事業所に勤務する者)		労働者災害補償保険法	国(厚生労働省)	

外郭団体等(財団法人等)に派遣されている職員が、派遣先の業務遂行中に被った災害については、一般的には地方公務員災害補償法ではなく、派遣先の団体で加入する労働者災害補償保険法が適用されます。

参考

◆ 労働基準法

別表第1

- 1 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 2 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 3 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 4 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 5 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 6 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 7 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 8 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 9 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 10 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- 11 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 12 教育、研究又は調査の事業
- 13 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 14 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 15 焼却、清掃又はと畜場の事業

◆ 労働者災害補償保険法

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、これを適用しない。

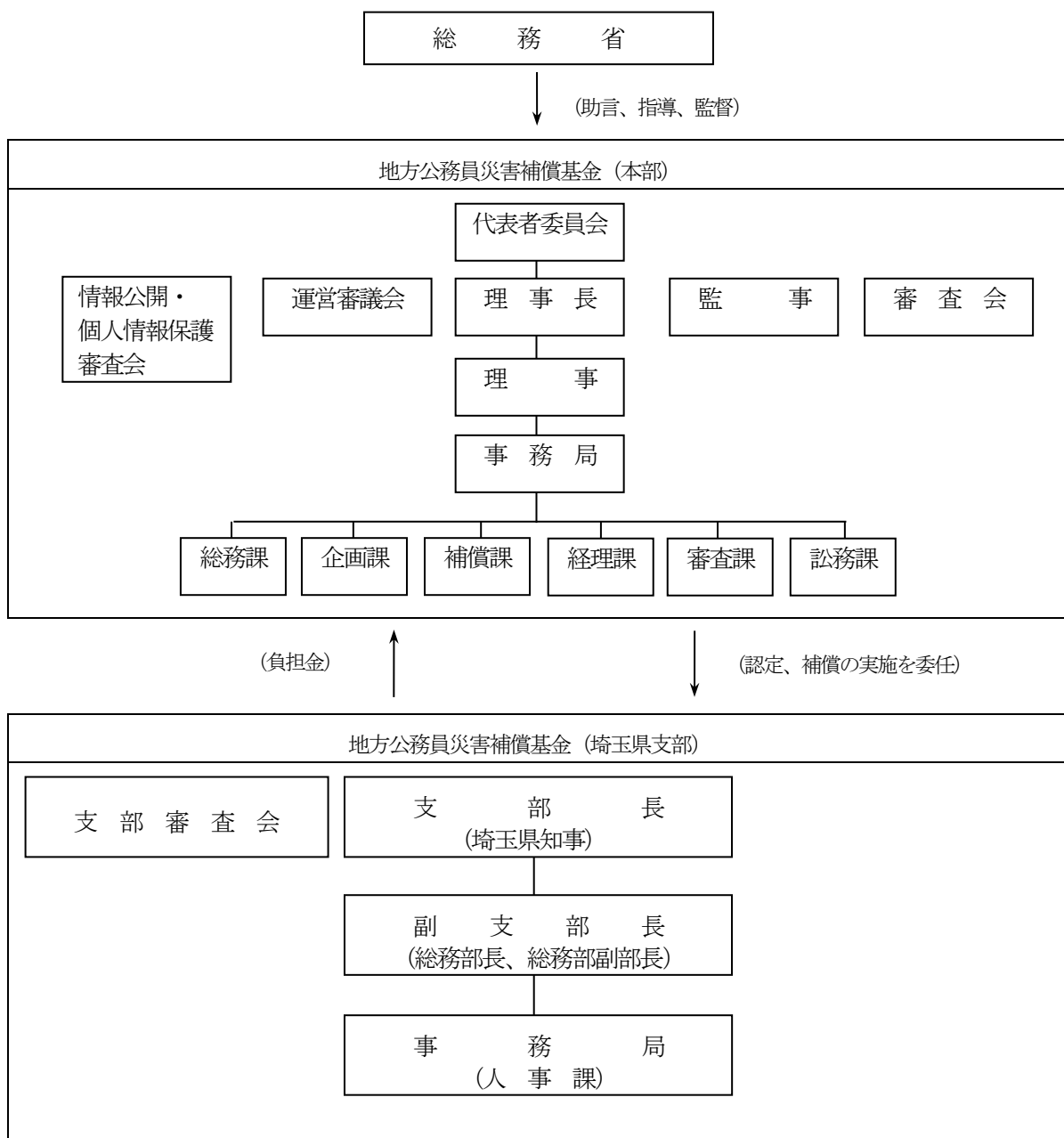
### 3 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償基金は、法によって設置された法人で、すべての職種の常勤の地方公務員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、これに対する補償の実施を、被災職員の属する地方公共団体に代わって行うものとされています。

本部は東京都に、各都道府県及び政令指定都市にはそれぞれ支部が置かれていますが、災害の認定、補償の決定及びその実施は、原則として各支部で行われます。また、その活動と補償の実施に必要な財源は、全国の各地方公共団体からの負担金で賄われています。

埼玉県支部については、埼玉県庁総務部人事課内に事務局が置かれ、支部長である埼玉県知事のもとに副支部長と事務局で組織されています。

基金の組織を図示すると、次のとおりです。



#### 4 行政手続法の適用

地方公務員の災害補償の実施に当たっては、行政手続法（以下「手続法」という。）の趣旨を踏まえて次のとおり取り扱うこととなっています。

##### (1) 審査基準及び処分基準について

審査手続法は第5条及び第12条において、許認可、不利益処分等を行う際の具体的判断基準（審査基準、処分基準）（以下「審査基準等」という。）を定め、公表することを求めています。

災害補償制度における審査基準等については、基金本部が発出する通知等が該当し、地方公務員災害補償基金のホームページ（<https://www.chikousai.go.jp>）にて公開されています。

##### (2) 標準処理期間の設定

手続法は行政処分の迅速な処理を確保するために、第6条において標準処理期間を定めるよう努めることと規定しています。

災害補償制度における標準処理期間は次頁のとおりとなっています。



(単位：月)

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等）	2	4	6
	当初の支給（不支給）決定（精神疾病）	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
障害補償	支給（不支給）決定			4
介護補償	当初の支給（不支給）決定			4
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
遺族補償 及び 葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	4	6
	支給（不支給）決定（精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	6	8

- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)（以下「施行規則」という。）第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいう。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害(通勤による災害を含む。以下同じ。)であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給(不支給)決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給(不支給)決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 5 介護補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。
- 7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。
- 8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。

### (3) 公務外の認定等の理由の提示

手続法は第8条及び第14条で、申請の拒否又は不利益処分を書面で行う際には、理由を書面で示すことを義務づけています。

### (4) 情報の提供

手続法は第9条で、申請者の求めに応じ、審査の進行状況及び処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないと規定しています。

このような情報提供については、従来から当支部では行っており、また、各任命権者においても対応していただいていることと思いますが、手続法に規定されているということ念頭に置いて、今後も対応をお願いします。

なお、審査の進行状況とは、時間的、物理的意味で当該請求がどのような処理の段階にあるかという情報（例えば、任命権者から基金支部に送付された段階である、等）であり、処分の時期の見通しとは、時間的な観点からの情報（例えば、〇月△日頃決定する見込みである、等）です。

この情報の提供には、公務上外（支給不支給）の判断に係る見通しは含まれないので、留意する必要があります。

### (5) 福祉事業の取扱い

福祉事業については、手続法の適用はありませんが、(1)から(4)の取扱いに準じて行うこととしています。

上記のような手続法の趣旨に沿った事務処理を行うに当たっては、任命権者（公務災害担当課）の協力が不可欠になってきます。

手続法の趣旨を十分に反映させることによって、被災職員の権利、利益の保護が図られていくこととなりますので、円滑な補償事務実施のために御協力をお願いします。

## II 公務災害・通勤災害の認定基準

### 1 公務災害認定の要件

公務災害と認められるためには、下記2つの要件を満たす必要があります。

#### ◆ 公務遂行性

職員が、公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと

#### ◆ 公務起因性

公務と災害との間に相当因果関係があること

#### (1) 公務遂行性

次のアからオに掲げる場合に、公務遂行性があるものと認められます。

ア 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあつて公務に従事している場合

(例) 通常の職務を行っている場合

イ 通常又は臨時に割り当てられた職務は行っていないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合

(例) 休憩時間中に施設内で行動している場合

ウ 任命権者の支配下にあるが、管理施設を離れて公務に従事している場合

(例) 出張(旅行命令)中の場合

エ 特別の事情下における出勤又は退勤途上にある場合

(例) 緊急用務のための、出勤途上の場合

オ 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション等に参加している場合

#### (2) 公務起因性

公務遂行性が認められても、本人の有していた素因又は基礎疾患が相対的に有力な原因となり単に公務遂行中に発症した場合、私的怨恨(けんか等)による場合など、公務から逸脱していると考えられる行為による場合等の災害については、公務起因性が認められず、公務災害として認めることはできません。

※ 相当因果関係が認められるとは…

災害発生の原因のうち、公務が他の原因(素因、基礎疾患等)と比較して「相対的に有力な原因」と認められる必要があります。したがって、複数ある災害の原因のひとつが、公務であるだけでは相当因果関係は認められず、公務災害とは認められません。

## 2 公務上の負傷

次の(1)から(8)に掲げる場合に発生した負傷は、原則として公務上の災害となります。

ただし、これらの場合においても、①故意によるもの、②本人の素因によるもの、③天災地変によるもの、④偶発的事故によるもの、⑤私的怨恨によるものは、公務外となります。

また、(9)に掲げる場合に発生した負傷等は、原則として公務上の災害となりますが、法第30条による休業補償等の制限がかかる場合があります。

### (1) 職務執行等に起因する負傷

ア 通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行中の負傷

(例) ごみ回収中に負傷した場合、研修に参加中に負傷した場合

イ 職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為中の負傷

(例) トイレに行き、用便を済ませる行為中に負傷した場合

ウ 職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

(例) 勤務開始前、着替えを行っていた際に負傷した場合

エ 勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為中の負傷

(例) 負傷した同僚職員を救助する際に負傷した場合

オ 非常災害時において、勤務場所又はその附属施設を防護する行為中の負傷

(例) 緊急時のために、入居が義務付けられている病院の待機宿舎を災害等から防護する場合

#### 《事例》

重さ1kgのゴミをゴミ捨て場に持って行くため、庁内を歩いていた。気がつくやうに腰に痛みを感じたので、医療機関を受診したところ、「腰椎ヘルニア」と診断された。【公務外】

(理由) 公務と災害との間に相当因果関係が認められず、公務起因性がないため。

### (2) 出張（旅行命令）中又は赴任期間中の負傷

出張（旅行命令）中又は赴任期間中の負傷については、下記の場合を除き、原則として公務災害とされています。

ア 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合

イ 恣意的行為を行っている場合

#### 《事例》

連絡会議終了後職場に戻るため、会場外の道路を歩いていたところ、交通事故に遭い、負傷した。

【公務上】

### (3) 特別の事情下の出退勤途上の負傷

通常、通勤途上の災害は通勤災害の対象となりますが、下記の場合は、公務災害の対象となります。

ア 通勤手段を拘束された場合等、任命権者の強い支配拘束下にある出退勤

(例) 公務運営上の必要により、車での出勤を命ぜられている場合

イ 特命を受けての出勤等任命権者の管理責任の及ぶ範囲内にある場合

(例) 災害、突発事故に対応するため、予め出勤することを命ぜられている場合

ウ 社会通念上、異常な時間帯における通勤又は異常な勤務形態に伴う通勤

(ア) 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上

(イ) 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上

(ロ) 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上

(ハ) 引き続いて24時間以上（休憩・休息时间、仮眠時間等を含む。）となった勤務が終了した場合の退勤の途上

(ニ) 週休日及びこれに相当する日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

(ホ) 休日（年末年始を含む。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

(ヘ) 週休日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合の出勤又は退勤の途上

(ト) 上記(ア)から(ヘ)に掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤の途上

a 通常の勤務が終了した後、引き続き4時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤の途上

b 特に命ぜられて1時間以上早く出勤する場合の出勤の途上

c 午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を3時間以上含む勤務が終了した場合の退勤の途上

### (4) レクリエーション参加中の負傷

レクリエーションは職員の職務ではないので、レクリエーション中の災害は本来、公務災害の対象とは考えにくいものです。しかし、下記要件を満たした場合には、レクリエーション中の災害も公務災害の対象となります。

ア 地方公務員法第42条の規定に基づくものであること

イ 任命権者が形式的にも、実質的にも主催者（又は共同主催者）として企画、立案、実施したものであること

※ 次のものについても、上記要件を満たす限りにおいては、公務災害の対象となるレクリエーションと認められます。

ア 複数の任命権者が共同して実施したレクリエーション

イ 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して実施したレクリエーション（複数の任命権者が共同して行った運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。）

ウ その他任命権者の支配管理の下に実施されたレクリエーション

※ 注意事項

- 1 「共済組合」には、共済組合のほか、地方公務員等共済組合法附則第29条の規定による健康保険組合が含まれます。
- 2 「地方公共団体の長等」には、教育委員会、選挙管理委員会等が含まれます。
- 3 「共同して実施したレクリエーション」とは、任命権者が当該レクリエーションの形式的な主催者としてのみならず、実質的な主催者として、当該計画を立案し、共催者と共同して実施したレクリエーションをいいます。
- 4 「参加している場合」とは、所定の時間帯において当該レクリエーションに出場し、又は応援している場合をいい、準備運動を行っている場合及びこれに準ずる場合も含まれます。
- 5 「その他任命権者の支配管理の下に実施されたレクリエーション」の場合は、形式的又は実質的に、企画、立案、実施について任命権者がどう関与したかを詳細に検討し、公務上の災害か否かを判断することになります。
- 6 上記要件を満たし、かつ実質的に任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション中の災害であっても、参加者が任命権者の支配管理の下に行動していると認められないもの（広範囲を全く自由に滑れるスキーなどが考えられる。）については、公務災害にはなりません。
- 7 企画、立案について、任命権者が形式的、実質的にも参加していたとしても、実施方法において、主催者からの開催通知等を全職員へ周知することなく、該当する運動部の職員のみが参加するような場合は、地方公務員法第42条に基づいて実施されたものとは認められません。

これは、当該レクリエーションは、所属団体の1サークルとしての対抗戦的な扱いであり、すべての職員が公平に参加できるような機会があるとは言えないためです。

#### (5) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次の場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意によるもの

ア 専用交通機関による出退勤の途上にある場合

イ 勤務開始前又は終了後に施設構内で行動している場合

ウ 休息・休憩時間中に施設を利用している場合

##### 《事例》

職員が勤務公署において、敷地内のマンホールの蓋に乗ったときに、蓋の一部が腐食していたために蓋が抜け、マンホールの中に落ち、負傷した。 【公務上】

#### (6) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍において、当該宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷

#### (7) 職務遂行に伴う怨恨による負傷

私的怨恨により、第三者との間で生じた暴力行為等の加害行為による負傷は、公務災害とは認められませんが、その負傷が職務遂行に伴う怨恨によるものと認められる場合は、公務災害と認められます。

##### 《事例①》

職員が住民の苦情対応をしていたところ、突然住民に殴られ、負傷した。【公務上】

##### 《事例②》

職員が住民の苦情対応をしていたところ、突然住民に殴られ、負傷した。職員に事情を聞くと、当該住民は職員の隣人であり、日頃から言い争いをするなどトラブルになっていた。【公務外】

(理由) 住民の暴力行為は職員の私的怨恨によるものと考えられるため。

#### (8) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

例えば、公務上の負傷又は疾病で療養中、機能回復訓練を行っているときに発生した負傷は、公務災害と認められます。

##### 《事例》

下肢を負傷したため、病院でリハビリを行っていたところ、バランスを崩して右手を負傷した。

【公務上】

(9) 職員の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等をもって発生した負傷

職員の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により生じた負傷等については、法第30条に基づき休業補償等の全部又は一部を制限される場合があります。

《事例》

自転車にて出張先に向かう途中、道路の右側の自転車専用通行帯を走行し、対向自転車と接触して負傷した。【公務上、道路交通法違反（道路右側の自転車専用通行帯を通行）による重大な過失が認められるため補償の制限を検討】



### 3 公務上の疾病【規則別表第1】

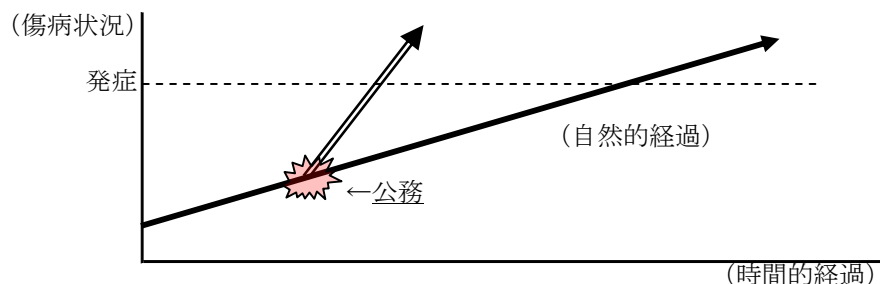
#### (1) 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病とは、公務上の負傷と相当因果関係をもって発症した疾病をいうものであり、公務上の負傷によって直接発症する疾病の他、その疾病が原因となって続発する疾病も含まれます。

(例) 腰痛の持病があったところ、転倒により、急性腰痛症となった。

(例) 公務が原因で脱臼となり、その後、日常動作でも脱臼するようになった(反復性脱臼)。

(参考) 基礎疾患又は既存疾病の著明な増悪による発症…(例) 急性腰痛症など



#### ※ 素因

素因とは遺伝的、体質的にある特定の傷病に罹患しやすい状態をいうものです。例えば、素因の一つに、特定の食物又は薬物等に対して特異な反応を示す特異体質があり、素因はその傷病の発生に当たり、内因又は条件として作用します。

同じ職場環境下にある職員の中でも、疾病に罹患する者とならない者とがあり、また、罹患してもその症状の程度に軽重の差があるなど、職員の体質やその疾病に対する抵抗力等に個人的な差異があります。

一般に、同じ条件下であれば一つの原因に対しては常に同じ結果が生ずるものですが、ある外因に対しそこに内因又は条件が加わることによって、その結果の態様が異なってくる場合があります。通常、素因を有する者は、素因を有しない者と比べて、傷病に罹患しやすい状態にあるといえます。

例えば、アトピー性皮膚炎、年齢相応の加齢変化に基づく膝内障、椎間板ヘルニアに基づく腰部椎間症などがこれに当たります。

#### ※ 基礎疾患

基礎疾患とは、現存する傷病に先行して継続的に存在し、現存する傷病の発症の基礎となった既往の病的状態を言います。

例えば、脳出血に対する高血圧症、脳血栓症に対する脳動脈硬化、心筋梗塞に対する冠状動脈硬化がこれに当たります。

(2) 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病

- (例) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症  
高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷

(3) 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた疾病

- (例) 重量物を取り扱う業務等に従事したため生じた腰痛

(4) 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病

- (例) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

(5) 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた疾病

- (例) じんばい症

(6) 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病

- (例) 患者に対する看護業務に従事したため生じた結核等の伝染性疾患

(7) がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病

- (例) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

(8) 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた心・血管疾患及び脳血管疾患等の疾病

- (例) 長時間の業務に従事したため生じた心筋梗塞、脳出血等の心・血管疾患又は脳血管疾患

(9) 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

- (例) 多数の死傷者が発生した災害対応業務に従事したため生じた精神疾患

(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病【平成15年9月24日地基補第153号「公務上の災害の認定基準について」2(3)】

- ア 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- イ 健康管理上の必要により任命権者が取った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病
- ウ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病

エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその付属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの

(ア) 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき

(イ) 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

(ウ) 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその付属施設を利用している場合

オ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病

カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒

キ アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかでない疾病

(例) 椎間板ヘルニア等の素因・基礎疾患があるが、公務と相当因果関係をもって発生した腰痛

#### 4 特定の事案の認定について

公務上外の認定については、できる限り迅速に行われる必要がありますが、その反面、認定の結果如何により、被災職員の利益が大きく左右されることもありますので、慎重な検討も欠かすことができません。

特に、腰痛、頸部痛、膝痛等の事案、精神疾患事案、心・血管疾患及び脳血管疾患事案、上肢業務に基づく疾病事案や、災害発生から時間が経過した事案である場合には、公務（通勤）災害に該当する事案であるかどうかについての判断が困難な場合もあります。

このような困難事案が発生した場合には、通常が必要書類の他、多くの添付資料が必要となります。どのような資料を添付すべきかわからないときは、以下の事項によるほか、あらかじめ電話等で相談してください。

##### (1) 腰痛事案

人間は二本足で立って上肢を使って行動するため、腰部は構造的弱点であり、腰痛は誰しもが生涯に一度は経験するといわれるほど多発するものです。

腰痛の中には、公務遂行中に発症したものであっても、公務それ自体が直接の原因となっているのではなく、加齢変化や日常生活の動作等により発症するものが少なからずあるため、公務上外の認定の判断が難しい疾病の1つです。

そこで、公務災害における腰痛の事案は、その発生原因により、次のとおりとされています。

##### 《公務災害における腰痛》

- ◆ 災害性の原因による腰痛
- ◆ 災害性の原因によらない腰痛

##### ア 災害性の原因による腰痛

##### 《認定基準》

公務上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含みます。）に起因して発症した腰痛で、次の①から③に掲げる要件のいずれをも満たしているものは、公務上の疾病とします。

- ① 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであること
- ② 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足るものであること
- ③ 医学上療養を必要とするもの

イ 災害性の原因によらない腰痛

(ア) 腰部に過度の負担がかかる業務が比較的短期間の場合

《認定基準》

次の①から③に掲げる要件のいずれをも満たしているものは、公務上の疾病とします。

- ① 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内をいう。）従事する職員に発症した腰痛
  - a 重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
  - b 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
  - c 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務
  - d 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務
- ② 職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められること。
- ③ 医学上療養を必要とすること。

《事例①》

重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人がかりで運搬する最中にそのうちの1人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような、事故的な事由（アクシデント）により瞬時に腰部に重量物の負荷がかかった場合【公務上】

《事例②》

事故的な事由（アクシデント）はないが、重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、重量物の取扱いに不適當な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合【公務上】

(イ) 腰部に過度の負担がかかる業務が相当長期間にわたって継続した場合

《認定基準》

次の①から③に掲げる要件のいずれをも満たしているものは、公務上の疾病とします。

- ① 次に掲げる業務に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに越えるもの
  - a 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）
  - b 腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務を言う。）
- ② 職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められること。
- ③ 医学上療養を必要とすること。

## (2) 頸部痛・膝痛事案

頸椎捻挫等の頸部痛事案や膝半月板損傷等の膝痛事案については、腰痛事案と同様に、加齢変化等の素因、基礎疾患等が関与していることも多く、公務上外の認定や治療の範囲、治ゆの考え方は腰痛の事案に準じて取り扱います。

これらの事案の場合は、認定請求を行う際に「支部様式第17号 既往歴報告書」を併せて提出してください。

## (3) 心・血管疾患及び脳血管疾患事案

心筋梗塞等の「心・血管疾患」や、脳梗塞等の「脳血管疾患」は、高血圧症や血管病変（動脈硬化症など）等の個体的要因を基礎として、加齢等の属性や生活的要因、職務上の要因が作用して発症するものです。そのため、公務中に心・血管疾患や脳血管疾患を発症した場合であっても、そのままでは公務起因性を認めることが困難です。

したがって、認定に当たっては、公務と傷病の発症との間に相当因果関係が認められるかどうかを調査します。

### ア 心・血管疾患及び脳血管疾患の対象となる傷病

以下の傷病が、心・血管疾患事案、脳血管疾患事案の対象となります（負傷に起因するものは除きます）。

心・血管疾患	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 狭心症</li><li>・ 心筋梗塞</li><li>・ 心停止（心臓性突然死を含む。）</li><li>・ 重症の不整脈（心室細動等）</li><li>・ 重篤な心不全</li><li>・ 肺塞栓症</li><li>・ 大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）</li></ul>
脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"><li>・ くも膜下出血</li><li>・ 脳出血</li><li>・ 脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）</li><li>・ 高血圧性脳症</li></ul>

なお、対象疾患以外の詳細不明等の心・血管疾患及び脳血管疾患並びに、過重負荷を受けたことにより発症したと考えられる循環器系の疾患についても、過重な職務に従事したことにより、医学経験則上、当該疾患発症の相対的有効原因と認められる強度の精神的又は肉体的負担を受けていたと認められる場合には、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病」と認められます。

## イ 認定基準

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案は、「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について（通知）」（令和3年9月15日地基補第260号）に基づき、取り扱います。

### 心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案の認定基準（概要）

- ① 職務に関連して、異常な出来事・突発的事態に遭遇した
- ② 通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事した  
のいずれかに該当した上で、
- ③ 医学経験則上、発症の基礎となる病態を、自然的経過を早めて著しく増悪させ、疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）を受けていたことが明らかに認められること
- ④ 過重負荷を受けてから、疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められること

①か②のいずれかに該当した上で、③及び④の要件を満たす場合に、公務上の災害と認められます。

## ウ 調査要件の検討

対象疾病が認定基準に該当するか否かについて、具体的には次のとおり検討を行います。

- ① 職務に関連して、異常な出来事・突発的事態に遭遇した
- ◆ 以下のような状況に該当するかを検討
  - ・ 医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のあるような、爆発物、薬物等による犯罪、異常な自然現象、火災等の異常な状態に、職務に関連して遭遇した。
  - ・ 日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所の火災等の特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事した。
  - ・ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務に従事した。
  - ・ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態に職務に関連して遭遇した。
  - ・ 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事した。



② 通常の職務に比較して特に過重な職務に従事した

◆ 医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性があると思われるような、特に過重な職務に従事したかを検討（以下のような、特に過重な職務の遂行を余儀なくされたもの）。

- ・ 発症前1週間から3週間にわたり、不眠・不休等の特に過重で長時間の時間外勤務に従事
- ・ 発症前1か月程度にわたり、週当たり平均25時間程度以上の連続する時間外勤務に従事
- ・ 発症前1か月を超え、週当たり平均20時間程度以上の連続する時間外勤務に従事

以下の状況については、医学経験則上、強度の過重性があると認められる場合は評価に加える。

- ・ 交替制勤務職員の深夜勤務中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職務従事状況
- ・ 著しい騒音等の不健康な勤務環境下における職務への従事状況
- ・ 緊急呼出、連続勤務等、勤務時間が不規則な職務への従事状況
- ・ 頻回出張、時差を伴う出張等の勤務公署外における移動を伴う職務への従事状況
- ・ その他、精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況

特に過重な職務等への従事状況の評価については、被災職員と職種、職務経験及び年齢等が同程度の職員にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と認められるか否かについて客観的に行います。

◆ 対象疾患の発症機序等について

被災職員が有する高血圧症、血管病変等の素因・基礎疾患の病態が高度であると認められる場合、対象疾患の発症に関し、公務が相対的に有力な原因となったか否かについては、医学経験則に照らして、特に慎重に判断します。

## エ 調査事項

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案については、次の(ア)から(カ)までの事項を調査します。

- (ア) 一般的事項
- (イ) 災害発生の状況
- (ウ) 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等
- (エ) 被災職員の身体状況に関する事項
- (オ) 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細
- (カ) 発症後の医師の所見等

## オ 認定請求の手続きについて

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案の認定請求については、上記エの事項を調査するため、各種資料の提出を求めることとなります。一例は以下のとおりですが、事案ごとに、支部から提出すべき資料を別途提示します。

### ◆ 心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案に当たっての提出資料（一例）

- ・ 被災職員の治療医の所見書
- ・ カルテの写し、各種検査結果の写しなど医学的資料
- ・ 所属に対する調査票（災害発生前の勤務状況、精神的な負荷がかかる事項等について）
- ・ 被災職員の職務歴
- ・ 被災職員の所属の人員配置図、事務分掌表
- ・ 災害発生前の時間外勤務命令簿の写し
- ・ 災害発生前の休暇取得状況がわかる資料（休暇簿の写しなど）
- ・ 通勤届の写し
- ・ 健康診断の記録の写し
- ・ 被災職員の肉体的・精神的不調和の状況に関する調査票

なお、認定請求書を記入するに当たっては、以下の事項に留意してください。

- ◆ 災害発生の状況について「所属部局の長の証明」を行うに当たり、全ての内容を証明できない場合には、証明できる箇所と証明できない箇所が、はっきりとわかるように記入してください。
- ◆ 「任命権者の意見」において、当該事案について公務上外の判断が困難ある場合には、「判断困難のため、貴職で判定願います。」と記入してください。

#### カ 認定までの経過について

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案は、通常の事案に比べて調査事項が多く、様々な資料が必要となるほか、基金本部に協議を行った上で認定することになるため、通常の事案と比較して、認定結果が出るまで時間がかかることが予想されます。

#### キ プライバシーの保護について

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案の認定に当たっては詳細な調査が必要となりますが、その特別な性質に鑑み、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意してください。

### (4) 精神疾患事案及び自殺事案

#### ア 精神疾患事案の認定基準

精神疾患は、その発症原因として公務が相対的に有力であった場合に、公務起因性が認められます。認定に当たっては、被災職員の業務上の事項に加えて、被災職員の個体側要因や生活的要因について調査を行います。

#### イ 認定基準

精神疾患事案は、「精神疾患等の公務災害の認定について（通知）」（平成24年3月16日付け地基補第61号）に基づき、取り扱います。

#### 精神疾患事案の認定基準（概要）

- ① 発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたこと  
具体的には、以下のような事象を伴う業務に従事したこと
  - ・ 人の生命にかかわる事故への遭遇
  - ・ その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象
- ② 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと

上記①と②のいずれにも該当した場合に、公務上の災害と認められます。

## ウ 調査要件の検討

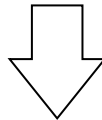
精神疾患事案に係る対象疾病が認定要件に該当するものか否かを判断するに当たって、具体的には次のとおり検討を行います。

### (ア) 業務による精神的又は肉体的負荷の検討について

#### ◆ 業務負荷の強さを検討

対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、対象疾病の発症に関与したと考えられる業務による出来事（対人関係のトラブルを含む。）として、具体的にどのようなものがあつたのかを把握し、その出来事に対応した適当な着眼事項に基づいて分析した上で、その負荷の強さを検討します。

業務による負荷を受けたことが認められるか否かは、被災職員の主観によるのではなく、被災職員と職種、職、業務経験等が同等程度の職員を基準にして客観的に判断します。



検討の結果、その出来事が次の場合に該当するときは、発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けるような事象があつたと判断します。

- a 人の生命にかかわる事故への遭遇（業務による負荷の種類及び程度がこれと同種、同程度のものを含む。）
  - ① 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
  - ② ①に準ずるような出来事に遭遇したと認められる場合
- b その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象
  - ① 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生により、おおむね2か月以上の入院を要する、又は災害補償制度の障害補償年金に該当する、若しくは原職への復帰ができなくなる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
  - ② 発症直前の2週間程度以上の期間において、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命の救助その他の被害の防禦等に従事したと認められる場合（1日当たりの勤務時間が特に短い場合、手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）

- ③ ②の職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等に従事したと認められる場合
- ④ 発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又は発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- ⑤ 発症直前の連続した2か月間に1月当たりおおむね120時間以上の、又は発症直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- ⑥ 発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- ⑦ 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員が発生し、かつ、それに対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったこと等により、②から⑥までに準ずる肉体的過労等を生じさせる業務に従事したと認められる場合
- ⑧ 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝、又は重大な決断等を伴う業務に従事したと認められる場合
- ⑨ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事したと認められる場合
- ⑩ 職場でひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる場合
- ⑪ 重大な不祥事が発生し、責任者としてその対応に当たったと認められる場合
- ⑫ ①から⑪までに準ずるような業務による負荷があったと認められる場合

◆ 時間外勤務の評価について

時間外勤務を評価する場合には、時間外勤務の命令を受けて行った業務のみを対象とします。ただし、時間外勤務命令を受けていない場合でも、その必要性等を客観的な根拠によって判断できる活動については、時間外勤務時間数に加えて評価することがあります。

(イ) 業務以外の負荷及び個体側要因の検討について

◆ 業務以外の負荷の検討

精神疾患発症前のおおむね6か月の間に、以下のような業務以外の出来事が認められる場合には、それらの出来事が客観的に精神疾患を発症させるおそれのある程度のものか検討します。

- ・ 被災職員自身の出来事（離婚等の家庭問題、事故・事件、けが・病気等）
- ・ 被災職員の家族の出来事（配偶者や子どもの死亡・けが・病気等）
- ・ 金銭関係（財産の損失、収入の減少等）

◆ 個体側要因の検討

被災職員に以下のような要因が認められる場合には、それらが客観的に精神疾患を発症させるおそれのある程度のものか検討します。

- ・ 精神疾患の既往歴
- ・ 社会適応状況における問題  
(過去の学校生活、職業生活等における適応に困難が認められる場合)
- ・ アルコール等依存症
- ・ 性格傾向における偏り（ただし、社会適応状況に問題がない場合を除く。）

エ 自殺事案の認定について

精神疾患が原因で自殺した事案（以下、「自殺事案」という。）においては、「公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ」、かつ、「当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められる」ときに、自殺についての公務起因性が認められます。認定に当たっては、当該精神疾患と自殺の関連について、医学的な因果関係の判断を特に慎重に行います。また、公務に関連する自殺であっても、精神疾患に起因しない自殺は、公務起因性は認められません。

オ 調査事項

精神疾患事案及び自殺事案については、次の(ア)から(オ)までの事項を調査します。

- (ア) 一般的事項（被災職員の氏名、年齢、所属等）
- (イ) 災害発生（精神疾患事案の場合は精神疾患の発症、自殺事案の場合は自殺行為による死亡等をいう。）の状況
- (ウ) 災害発生前の勤務状況
- (エ) 災害発生前の身体・生活状況
- (オ) その他の事項

#### カ 認定請求の手続きについて

精神疾患事案の認定請求については、上記オの事項を調査するため、各種資料の提出を求めることとなります。一例は以下のとおりですが、事案ごとに、別途、支部から提出すべき資料を提示します。

##### ◆ 精神疾患事案に当たっての提出資料（一例）

- ・ 被災職員の主治医の所見書
- ・ カルテの写し、各種検査結果の写しなど医学的資料
- ・ 所属に対する調査票（災害発生前の勤務状況、精神的な負荷がかかる事項等について）
- ・ 被災職員の職務歴
- ・ 被災職員の所属の人員配置図、事務分掌表
- ・ 災害発生前の時間外勤務命令簿の写し
- ・ 災害発生前の休暇取得状況がわかる資料（休暇簿の写しなど）
- ・ 通勤届の写し
- ・ 健康診断の記録の写し
- ・ 被災職員の肉体的・精神的不調和の状況に関する調査票

なお、認定請求書を記入するに当たっては、以下の事項に留意してください。

◆ 災害発生の状況について「所属部局の長の証明」を行うに当たり、全ての内容を証明できない場合には、証明できる箇所と証明できない箇所が、はっきりとわかるように記入してください。

◆ 「任命権者の意見」において、当該事案について公務上外の判断が困難である場合には、「判断困難のため、貴職で判定願います。」と記入してください。

#### キ 認定までの経過について

精神疾患事案は、通常の事案に比べて調査事項が多く、様々な資料が必要となるほか、基金本部に協議を行った上で認定することになるため、通常の事案と比較して、認定結果が出るまで時間がかかることが予想されます。

#### ク プライバシーの保護について

精神疾患事案の認定に当たっては詳細な調査が必要となりますが、その特別な性質に鑑み、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意してください。

## (5) 上肢疾患事案

### ア 上肢業務に基づく疾病

上肢に過度の負担のかかる業務により、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕や手指等に発症した運動器の障害（以下「上肢障害」という。）については、認定に当たって、公務と疾病の発症との間に相当因果関係が認められるかどうかを調査することとなります。

具体的には、「上肢業務に基づく疾病の取扱について」（平成9年4月1日付け地基補第103号）によって、取り扱います。

### イ 認定基準

次の①～③の要件を満たし、医学上療養が必要と認められる上肢障害については、公務上の災害と認められます。

#### 上肢業務に基づく疾病の認定基準（概要）

- ① 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること
- ② 発症前に過重な業務に従事したこと
- ③ 過重な業務への従事と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること

なお、上肢業務に伴う上肢等の運動器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因（例えば年齢、素因、体力等）や日常生活要因（例えば家事労働、育児、スポーツ等）が関与しています。

また、上肢等に負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しています。

したがって、これらの要因も検討した上で、上肢業務従事者が、業務により上肢を過度に使用したことが原因となって上肢障害を発症したと認められる場合には、公務に起因することが明らかなものとして取り扱います。



◆ 「上肢等に負担のかかる作業」について

「上肢等に負担のかかる作業」とは、次のいずれかに該当する上肢等を過度に使用する必要のある作業をいいます。

- (ア) 上肢の反復動作の多い作業
- (イ) 上肢を上げた状態で行う作業
- (ウ) 頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業
- (エ) 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業

◆ 「相当期間従事した」について

「相当期間従事した」とは、一般的には、発症までに6か月程度以上、上肢業務に従事したことをいいます。

◆ 「過重な業務」について

「過重な業務」とは、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務において、医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものをいいます。

ウ 診断病名について

上肢障害の診断病名は多種多様にわたることが考えられますが、代表的なものを例示すれば、腱鞘炎、上顎炎、頸肩腕症候群、手根管症候群などが挙げられます。認定に当たっては、単に診断病名のみをもって判断するのではなく、専門医によって詳細に把握された症状及び所見に従って、公務上外の判断を行います。

エ 認定請求の手続きについて

上肢障害事案の認定請求については、上肢業務への従事状況等を調査するため、各種資料の提出を求めることとなります。調査事項の一例は以下のとおりですが、事案ごとに、別途、支部から提出すべき資料を提示します。

◆ 上肢障害事案に当たっての調査事項（一例）

- ・ 職歴
- ・ 職務の内容（作業内容、月平均業務量、作業時間等）
- ・ 業務環境（作業場所の状況、作業における使用機器、作業姿勢等）
- ・ 勤務の状況（勤務時間数、勤務時間の割振りの状況、発病前6か月間における時間外勤務時間数、休暇等の取得状況等）
- ・ 請求者の生活の状況（通勤の事情、運動歴等）

- ・ 身体状況（健康診断の結果、体格・体質等）
- ・ 当該勤務所において同様の症状を訴えている同種の職員の有無及びそれらの職員の療養の状況等

## (6) 汚染血液事案

公務災害の対象となる傷病は、公務災害の認定を行う前提となる傷病が発症（発生）し、治療が必要な場合に限られています。しかし、肝炎、エイズ等については感染力が強く、感染した場合治癒が難しいことなどから、患者に使用した注射針を誤って自分の指などに刺してしまう、いわゆる針刺し事故等について、特例として発症以前にも一定の処置や検査を療養補償の対象としています（受傷部位の洗浄・消毒等の処置も補償する。）。

また、この特例は病院等に勤務する医療従事者に限らず、全職員が対象となります。

なお、発症した場合には、公務と相当因果関係をもって発症したと認められる限り、公務上の災害として他の疾病と同様に補償の対象となります。

### ア B型肝炎（HBV）

発症前であっても、次の場合については、当該負傷等を公務災害とみなして、一定の処置や検査を療養補償の対象とします。ただし、負傷等以前又は直後の検査により既にHBVに感染していたことが明らかな場合は、その後の検査は療養補償の対象にはなりません。

- ◆ HB s 抗原陽性血液に汚染された注射針等により負傷した場合、又は公務に起因して、既存の負傷部位、眼球等にHB s 抗原陽性血液が付着した場合
  - ・ 療養の範囲…HB ウイルス感染の危険が極めて高いと判断された場合、縫合、消毒、洗浄等の処置とともに、抗HB s 人免疫グロブリン製剤の注射が認められます。

B型肝炎ワクチンの接種は、汚染血のHB e 抗原が陽性の場合に限ります。検査については、医師が必要と認めた場合、被災直後の1回だけでなく追跡検査も認められます。しかし、概ね2～6か月といわれる潜伏期間を過ぎ、長期（概ね1年程度）にわたり検査結果が陰性の場合、原則的にその後の検査は療養補償の対象とはなりませんので注意してください。

また、長期にわたり検査結果が陰性の場合には、治癒報告書を提出してください。

## イ C型肝炎（HCV）

発症前であっても、次の場合については、当該負傷等を公務災害とみなして、下記の処置や検査を療養補償の対象とします。ただし、負傷等以前又は直後の検査により既にHCVに感染していたことが明らかな場合は、その後の検査は療養補償の対象にはなりません。

### 《感染確認前》

- ◆ HCVに汚染された血液等を含む注射針等により公務上負傷した場合、又は、公務に起因して既存の負傷部位、眼球等にHCVに汚染された血液等が付着した場合

- ・ 療養の範囲…洗淨、消毒等の処置及びHCV抗体検査等の検査

医師が必要と認めた場合、検査は1回だけでなく、追跡検査も認められますが、長期（概ね6か月程度）にわたり検査結果が陰性の場合、原則的にその後の検査は療養補償の対象とはなりませんので注意してください。

また、長期にわたり検査結果が陰性の場合には、治ゆ報告書を提出してください。

### 《感染確認後》

- ◆ HCV抗体検査の結果陽性と判断され、C型肝炎として治療を要する状態であると医師が判断した場合

- ・ 療養の範囲…1か月程度のインターフェロン製剤（IFN）投与

上記IFN投与後は、C型慢性活動型肝炎に移行した場合のみ、健康保険に準拠した取扱いでIFN投与が療養補償の対象となります。

## ウ エイズ（後天性免疫不全症候群：HIV）

発症前であっても、次の場合については、当該負傷等を公務災害とみなして、下記の処置や検査を療養補償の対象とします。ただし、負傷等以前又は直後の検査により既にHIVに感染していたことが明らかな場合は、その後の検査は療養補償の対象にはなりません。

《感染確認前》

- ◆ HIVに汚染された血液等を含む注射針等により公務上負傷した場合、又は公務に起因して既存の負傷部位、眼球等にHIVに汚染された血液等が付着した場合

- ・療養の範囲・・・洗浄、消毒等の処置及びHIV抗体検査等の検査

受傷等の後、HIV感染の有無が確認されるまでの間に行われた抗HIV薬の投与は、感染の危険に対し有効であると認められる場合には、療養補償の対象とします。

医師が必要と認めた場合、検査は1回だけでなく、追跡検査も認められますが、長期（概ね3月～4月程度）にわたり検査結果が陰性の場合、原則的にその後の検査は療養補償の対象とはなりませんので注意してください。

また、長期にわたり検査結果が陰性の場合には、治癒報告書を提出してください。

《感染確認後》

- ◆ HIVについては、感染をもって発症とみます。  
したがって、医学上必要な治療は療養補償の対象となります。  
また、検査についても療養補償の対象となります。

エ 梅毒

次の場合には、当該負傷等を公務災害とみなして抗生物質の投与を対象とします。

- ・梅毒血清反応強陽性患者に使用した注射針等により刺傷し、当該刺傷を原因として梅毒の感染の危険が医学上極めて高いと判断され、当該刺傷に対する治療の一環として医師が必要と認めて抗生物質の投与が行われた場合

オ MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）

MRSAについては、健康保菌者のように保菌が確認されたのみで療養補償の対象となるのではなく、MRSA感染症として療養が必要な状態であり、医学上必要な治療が行われる場合に公務災害の対象となりうるものです。

上記肝炎やエイズと取扱いが異なりますので注意してください。

#### カ ATLA (成人T細胞白血病)

感染率はHIVより高いこと、発症した場合の死亡率が高いことから、上記と同様に医学的に必要と認められる最小限度の期間の経過観察を認めています。

#### キ 破傷風

一般的に、破傷風に感染すると7～10日後に発病しますが、潜伏期の長いものは1か月前後から数か月に及ぶものもあり、完全に発症を抑えるためには通常1年で3回の予防注射が必要とされています。

しかし、通常切創等において破傷風が発症することは少ないと考えられ、一般的な予防措置は療養補償の対象となりません。

ただし、医師が負傷の部位とその状態、その地域における破傷風の状況、被災時の状況等から見て、当該切創等により破傷風が発症する可能性が極めて高く、破傷風トキソイドを注射する等の予防措置が必要と判断した場合には療養補償の対象となります。その場合の注射の回数は、医師の診断に基づき判断することとします。

#### ク 汚染血液が明らかでない場合

病院内で使用されたことは明らかであるが、その患者が特定できない注射針で受傷した場合は、病院内に上記に掲げる患者がおり、その者に使用した可能性が高く、感染の危険性が高いと医師が判断した場合には、危険性のある感染症について、公務災害の対象となります。

また、清掃職員が不燃ゴミの中にあつた注射針で受傷するなど、不特定多数のものが使用した注射針による受傷の場合においても、感染の危険性が高いと医師が判断した場合には、危険性のある感染症について、公務災害の対象となります。

#### ケ 留意事項

下記の場合は原則として療養補償の対象となりませんので、特に注意してください(たとえ医師の判断でこのような治療がなされても被災職員の負担となる場合があります。)

- (ア) 負傷を伴わず単に汚染された血液が皮膚に付着した場合の事故
- (イ) 負傷、血液の付着以前から既に感染していたことが判明している場合や負傷等の直後に行われた検査により感染が明らかになった場合におけるその後の検査料
- (ウ) HB e 抗原陽性血液以外の場合でのB型肝炎ワクチンの投与
- (エ) C型肝炎に係る経過観察中のインターフェロン製剤やグロブリン製剤の投与

## 5 通勤災害認定の要件

通勤災害とは、通勤に直接起因し、又は通勤と相当因果関係のある負傷、疾病等をいいます。通勤災害として認められるためには、当該通勤行為が下記2つの要件を満たす必要があります。

- ◆ 勤務のための移動行為であること
- ◆ 合理的な経路及び方法により行われること

《通勤起因性が認められない例》

- ① 自殺その他被災職員の故意により負傷した場合
- ② 私的な喧嘩をして負傷した場合
- ③ 天災地変により負傷した場合

## 6 通勤の範囲

### (1) 勤務のため

「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動をいうものであり、当該往復行為が全体としてみて、勤務と密接な関連性を持って行われることが必要です。

ア 住居と勤務場所との往復

イ 複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動



※ 「複数就業者」とは例えば職員が国立大学等の非常勤講師となり、週1、2回定期的に勤務場所と就業場所との間を移動する者等のことをいいます。

この場合、勤務場所（公署）から就業場所への移動は認められません。この場合は、国家公務員災害補償制度等に対応することとなります。

ウ 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動

	休日	休日	勤務日					休日	休日
	土	日	月	火	水	木	金	土	日
移動	前々日	前日	当日				当日	翌日	翌々日
該当・非該当	△	○	○				○	○	△

※ 赴任先住居と帰省先住居との間の往復の移動が勤務に就く①当日若しくは前日、又は②勤務に従事した当日若しくは翌日に行われた場合をいいます。

前々日又は翌々日に行われた場合については、交通機関の状況等の合理的な理由が必要となります。

【「勤務のため」と認められる例】

- ① 通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に係のあるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合
- ② 交通途絶、スト等の交通事情により許可を受けて引き返す場合
- ③ レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合
- ④ 次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を移動する場合
- ⑤ 遅刻して出勤し又は早退する場合（短時間の休憩時間や勤務時間中に私用で帰るのは、勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤とはしません。）
- ⑥ 通勤ラッシュを避けるための早出等をする場合
- ⑦ 単身赴任者が、月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合

【「勤務のため」と認められない例】

- ① 出勤途中で自己の都合により引き返す場合
- ② 休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署の間を移動する場合
- ③ 勤務終了後相当時間にわたり囲碁等私用を弁じた後、帰宅する場合

## (2) 住居

「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において、特に設けられた宿泊の場所などをいいます。

### 【「住居」と認められる例】

- ① 家族と共に生活している家
- ② 単身赴任者の家族が住む自宅（要件は次のとおり。）
  - ア 住居を2か所に置かなければならない合理的な理由があること
  - イ 週末帰宅が、概ね月1回以上、反復・継続的に行われていること
  - ウ イの場合の移動経路及び方法は社会通念上合理性が認められること
- ③ 通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所
- ④ 交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等
- ⑤ 家族が長期入院し、看病する必要がある場合の病院
- ⑥ 台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所

### 【「住居」と認められない例】

- ① 地方出身者の一時的帰省先
- ② 単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族が住む自宅
- ③ 家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

## (3) 勤務場所

「勤務場所」とは、職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいいます。この場合、通常の勤務公署のほか、いわゆる外勤業務に従事する職員で、特定の区域を担当し、特定の区域内にある用務先と自宅との間を往復する際の用務先などもこれに該当します。

### 【「勤務場所」と認められる例】

- ① 通常の勤務提供の場所
- ② レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所

### 【「勤務場所」と認められない例】

- ・ 同僚との懇親会、同僚の送別会の会場



#### (4) 通勤の「始点」・「終点」

通勤は、住居と勤務先との間を往復する行為であることから、「住居」、「勤務場所」がそれぞれ通勤の「始点」、「終点」となります。通勤における「始点」、「終点」の境界については、原則として不特定多数の人の通行が自由に認められているか否かによって判断することになります。

「住居」の場合の境界は門が、マンション等においては自室のドアがその地点とされています。「勤務場所」の場合は、原則として勤務公署の施設構内の出入口がその地点とされています。

なお、「始点」、「終点」については、施設状況等により複雑であることから、個別判断が特に必要となります。

#### (5) 合理的な経路及び方法

「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、住居と勤務場所とを往復する場合に、職員が通常用いると認められる経路及び方法のことをいいます。

##### 【「合理的な経路」と認められる例】

###### ◆ 経路の合理的解釈によるもの

- ① 定期券による経路
- ② 通勤届による経路
- ③ 定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路

###### ◆ 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為

- ① 経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路
- ② 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路
- ③ 座席確保や急行列車利用のため1、2駅戻る経路
- ④ 誤って1、2駅乗り越して戻る経路
- ⑤ 乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路
- ⑥ 通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路
- ⑦ 自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路
- ⑧ 自動車通勤の者がその自動車を修理するため最小限度の迂回をする経路

###### ◆ その他

- ① 共稼ぎの職員が子どもを託児所に送迎する経路

《右側通行・左側通行》

道路については、右側、左側のいずれを通行していても、順路であれば仮に「ささいな行為」を行うための横断行為があったとしても経路と認められ、その意味では道路は1本の「線」として認め、交差点、駅構内など経路の分岐する場所は1つの「点」と認めることとしています。

【「合理的な経路」と認められない例】

- ① 鉄道線路、高速道路を歩行する場合の経路
- ② 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
- ③ 通行が禁止された場所を歩行する経路
- ④ 自動車で、高校生の子どもを最寄り駅まで送っていく経路

【「合理的な方法」と認められる例】

- ① 電車、バス等公共交通機関を利用する場合
- ② 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合
- ③ 徒歩による場合
- ④ 通常、電車・バス等の公共交通機関を利用している者が
  - a 雨天のため、家族に自家用自動車で送らせた場合
  - b 遅刻を避けるため、タクシーを利用した場合

【「合理的な方法」と認められない例】

- ① 運転免許を有しない者が運転する自動車を利用する場合
- ② 飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合
- ③ 自動車専用道路など歩行が禁止されている場所を歩いて通行する場合
- ④ 特段の事情がなく、社会通念上自転車を利用することが相当でない距離を自転車で通行する場合

(6) 「逸脱」・「中断」

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路から逸れることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

なお、通勤の途中において逸脱・中断した時点で、合理的な経路に復帰した場合でもその後は一切通勤と認められません（ただし、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合は除く。）。

【「逸脱」又は「中断」に該当しない例】

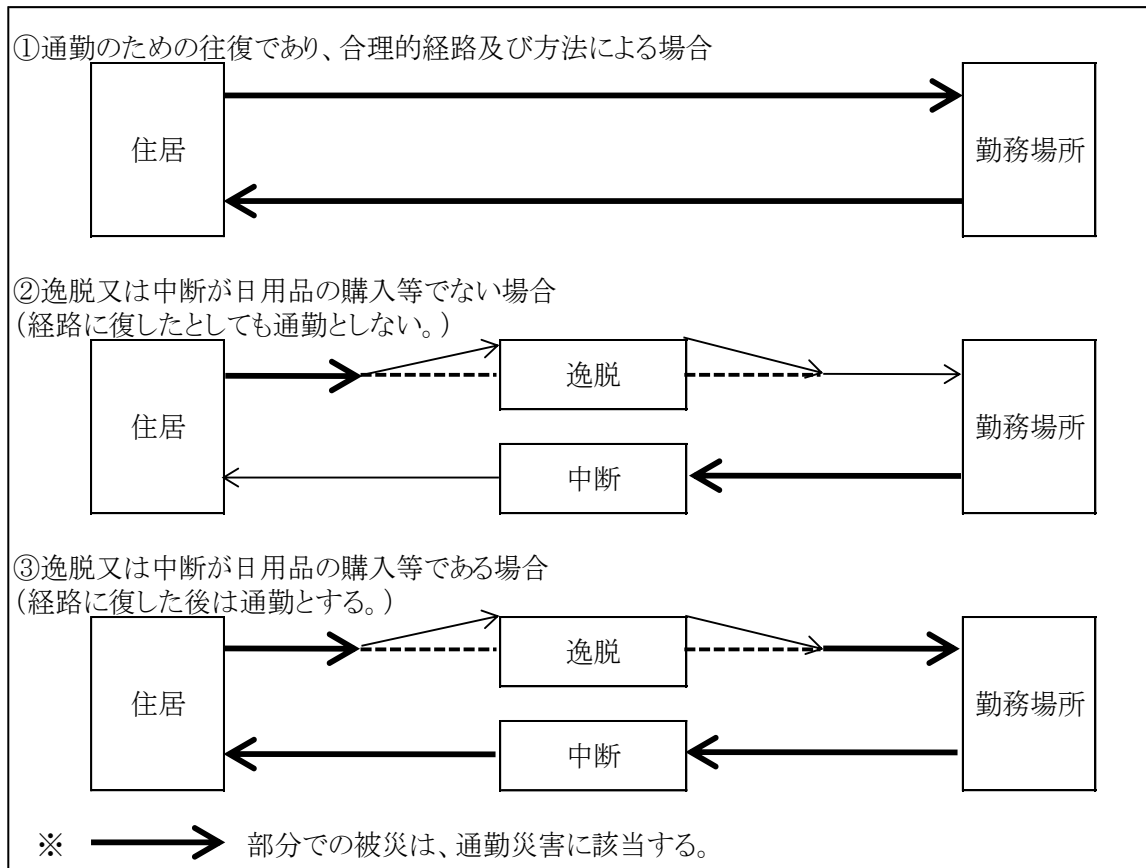
- ① 経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する場合
- ② 経路上又は駅構内の売店で、ソバ、コーヒー等立食、立ち飲みする場合

【「逸脱」・「中断」に該当する例】

- ① 通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする場合
- ② 観劇等のため回り道をする場合
- ③ 同僚の送別会に行く場合
- ④ 冠婚葬祭に行く場合

区分	当該行為中	当該行為後
逸脱・中断に当たらない場合	○	○
逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合	×	○ ※経路に復した後
逸脱又は中断に該当し、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当しない場合	×	×

## 通勤災害認定基本図



### (7) 日常生活上必要な行為

(6)の「逸脱」・「中断」が、日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該「逸脱」・「中断」の間に生じた災害を除き、合理的経路に復帰した後は通勤災害として取り扱います。

#### ア 日用品の購入

パン、米、酒類等の飲食料品、家庭用薬品、下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品、石油等の家庭用燃料品、身廻り品、文房具・書籍等、電球・台所用品等、子供の玩具等の日用品を購入する行為

**【日用品に該当しない例】**

装飾品・宝石等の奢侈品、テレビ・冷蔵庫・自動車・家具等の耐久消費財、スキー・ゴルフ等のスポーツ用品

**【「やむを得ない事由」・「最小限度のもの」に該当しない例】**

通勤経路上にスーパーマーケットがあるにも関わらず、経路から数キロ離れたスーパーマーケットが気に入っているからという理由で、当該スーパーマーケットに買いに行く行為

イ 日用品の購入に準ずる行為

- ・ 独身職員が通勤途中で食事をする行為
- ・ クリーニング店、理髪店、美容院に行く行為
- ・ テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く行為
- ・ 税金、光熱水費等を支払いに行く行為
- ・ 市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く行為
- ・ 単身赴任者が、帰省先住居と勤務場所間の移動又は帰省先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内等で仮眠をとる場合

ウ 教育機関等で教育を受ける行為

- ・ 学校教育法第1条に規定する学校（大学、高等学校、高等専門学校等）
- ・ 職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター）
- ・ 学校教育法第124条に規定する専修学校
- ・ 職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練
- ・ 学校教育法第134条に規定する各種学校（ただし、一般的に職業に必要な技術に関し、1年以上の修業期間を定めて行われるものに限る。）
- ・ 上記のほか、教育訓練の態様及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練

※ 趣味又は娯楽のためのものは該当しません。

エ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

- ・ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為（人工透析を受ける行為を含む。）
- ・ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為  
(例) 接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため、施術所に立ち寄る行為  
(例) 家族の見舞い等のため病院等に立ち寄る行為

オ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

カ 家族の介護等行為

負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的・反復して行われるものに限る。）

(ア) 孫、祖父母及び兄弟姉妹

(イ) 職員との間において事実上、子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

※ 配偶者については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

#### 【介護に該当する例】

- ・ 歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に毎日立ち寄る場合
- ・ 人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎ立てる等の状況にある祖父が施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合

#### 【介護に該当しない例】

- ・ 単に様子を見に行く場合
- ・ 通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合

## 7 「公務災害」として取り扱われる通勤災害

次に掲げる通勤の途上で発生した負傷は、公務災害として取り扱うこととなります。この場合は、公務災害認定請求書で請求することとなります。公務災害か通勤災害か判断が困難なときは、事前に支部に相談して、正しい請求書を提出してください。

### (1) 出張に係る通勤

自宅から直接用務地へ、用務地から直接自宅へ向かう途上での災害

#### 【職員のマイカーによる出張】

自動車を利用する旨の旅行命令を受けた公務出張中であれば、マイカーを利用して出張したとしても、公務の中断がない限り、認定上の問題はありません。

### (2) 任命権者の支配拘束下にある通勤

- ア 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- イ 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ウ 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合における当該出勤又は退勤の途上

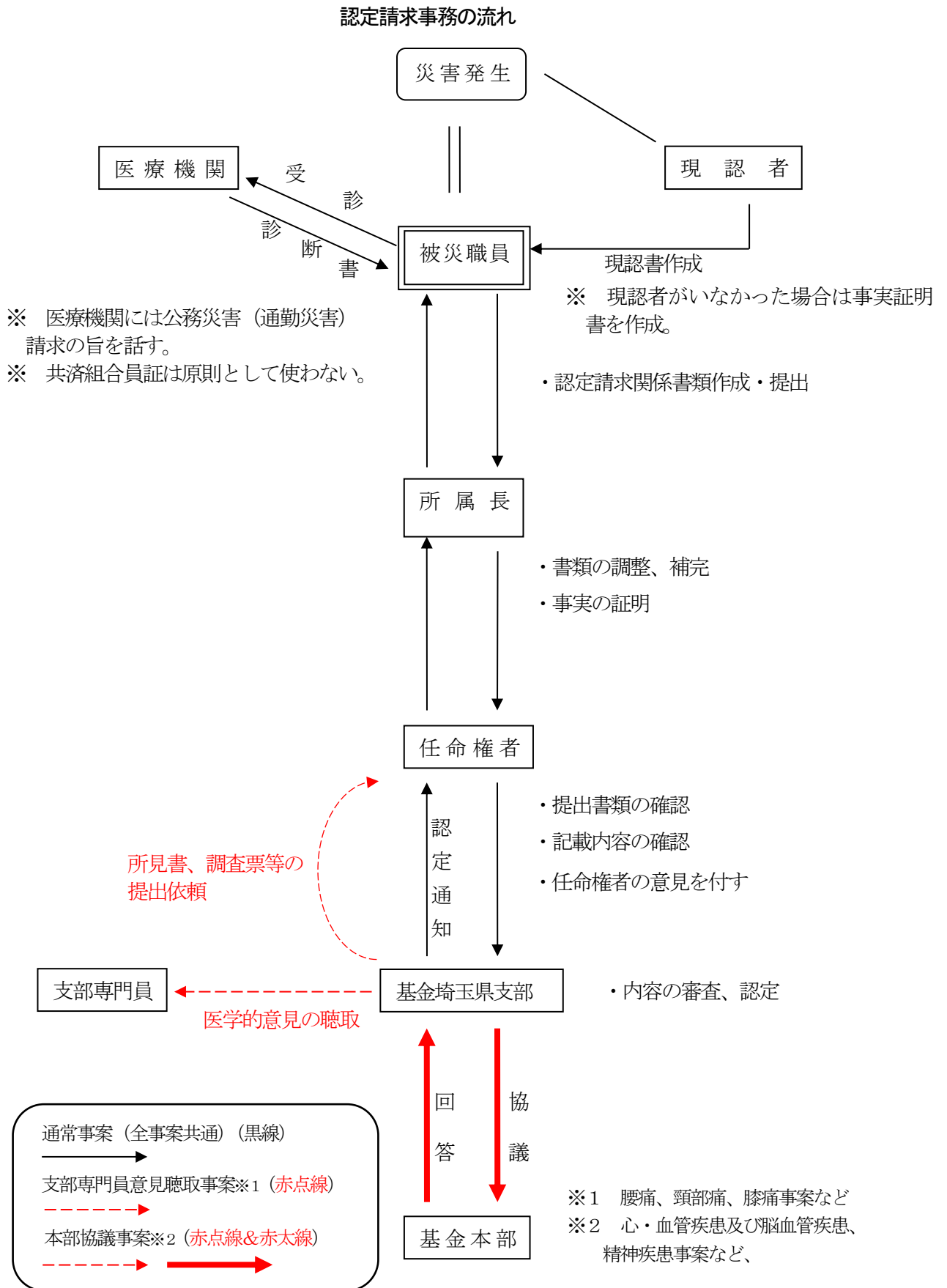
### (3) 特別な事情下における通勤

- ア 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
- イ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ウ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- エ 引き続いて24時間以上（休憩・休息时间、仮眠時間等を含む。）となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- オ 週休日及びこれに相当する日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- カ 休日（年末年始を含む。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- キ 週休日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合の出勤又は退勤の途上
- ク 上記アからキに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤の途上
- (ア) 通常の勤務が終了した後、引き続き4時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤の途上

- (イ) 特に命じられて1時間以上早く出勤する場合の出勤の途上
- (ウ) 午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を3時間以上含む勤務が終了した場合の退勤の途上



### III 認定請求



## 1 災害に遭ったら

公務災害（通勤災害）に遭ったら、まず、所属長にその旨を報告することが大切です。医療機関を受診する際にも、公務災害（通勤災害）の手続きをとる予定であることを申出て、できれば療養費の請求を待ってもらうこととなります（P. 66参照）。

また、災害が、交通事故など第三者の加害行為によって発生し、相手方に賠償義務がある場合には、療養費は相手方負担で受診することとなります（P. 110参照）。

これらの場合、原則として、共済組合員証は使用できないことになっています。

## 2 認定請求書の作成及び提出

災害に遭って、療養補償等を受けるためには、まず、その災害が公務上の又は通勤による災害であるかどうかの認定を受ける必要があります。

認定の請求は、基金所定の認定請求書（様式第1号又は様式第2号）に所定事項を記載し、医師の診断書、その他必要な書類を添付して任命権者に提出し、任命権者は意見を付して基金支部長宛てに提出することとなります。

認定請求書は、被災職員が自ら作成することを原則とします。（本人請求主義）

しかし、死亡、入院等のため被災職員自ら作成できない状況にあるとか、慣れないための書類の不備などが考えられます。また、請求書の記載事項については、すべて所属長の証明が必要となっており、さらに必要な添付書類のうち、その所属部局によって作成されるべき性格のものも多く、請求書作成に当たっては、所属の担当者、さらに被災職員の上司・同僚の配慮、助力が必要になります。

## 3 認定請求書の記入要領

公務災害、通勤災害の認定は、通常認定請求書及びその添付書類に基づいて行います。したがって、各書類作成に当たっては、次のことに留意してください。

- ◆ 認定請求書、現認書、事実証明書等に記載する災害発生の状況、従事していた職務の内容、当該職員に命じた職務の内容等の事実関係は、できるだけ詳細かつ具体的に記述すること。
  
- ◆ 所属において各種の証明等を行うに当たっては、職員の申し立てる事項等について、事実関係を十分調査確認の上で行うこと。  
なお、認定請求書の記入要領は次のとおりです。

〔災害発生状況の記入の方法〕

認定請求書の記載部分のうち、最も重要な部分は、「災害発生の状況」の欄であり、これを元にして基金支部は公務上の災害かどうか、あるいは通勤による災害かどうかを審査します。

災害発生状況を記入する際には、次の要領に従い、詳細に記入するよう留意してください。

誰が	私は
いつ	○月○日午前（後）○時○分頃
どこで	〇〇市〇〇番地先市道〇〇線〇〇交差点において
何のために	ごみ収集作業のため
誰と	収集車（〇〇運転手）の助手席に同僚の××さんを左ドア側にして分乗し
何をしているときに	作業現場を移動中、上記交差点の信号が赤になったので停車したところ
どのようにして	後続の中型トラック（△△株××運転手）に追突され
どうなったので	そのショックで右手をフロントガラスで強く打ちました。
負傷した	右手を見ると血が流れており、5cm程の深い傷があり、強い痛みがあったので、
その後どうしたのか	事故現場前の〇〇商店から救急車を呼んでもらい、〇〇病院で治療を受けました。 〇〇病院は職場から遠いため、翌日から××病院に転医し、現在も療養中です。

なお、疾病の場合、特に心血管や脳血管の疾病（心筋梗塞、脳出血など）の場合や精神疾患、腰痛及び頸肩腕症候群の場合には、これらが公務に起因するものであるか否かの判断は、負傷の場合と異なり外見上明らかでないため、困難となります。そのため、当該疾病が公務に起因して発症したかどうかを判断するためには、発症時に、公務による突発的な出来事があったか、発症前の業務が通常の業務と比較してどの程度過重性があったか、職員の有する素因はどの程度だったかなどが審査のポイントになります。

また、通勤災害の場合には、合理的経路であったか、途中で逸脱、中断がなかったかが、特に重要となります。当日の経路が通常の経路と異なっていたときには、当日の経路が合理的経路として認められるかを個別に判断するため、当日の経路を使用した理由や、逸脱・中断の有無（有のときは、その内容及び所要時間等）、通常の経路を利用したときと距離及び所要時間にどの程度違いがあるかといったことを記入するとともに、必要に応じて資料を提出してください。

（例） 通勤途上で子の送迎のため、通勤届の経路を外れて託児所に寄る際に災害が発生した場合は、託児所に子を送迎している事実が確認できる書類を提出してください。

#### 4 認定請求書の添付資料

認定請求書に添付すべき資料は、事案によって異なりますが、次の表に掲げたものを添付することになります。

認定請求に当たっては、必ず資料の添付漏れがないかを確認し、それぞれの資料の内容について、P.56の「添付資料に関する留意事項一覧」で不備がないか確認してください。

添付資料	診断書	診断書 (汚染血液事案)	現認書 または 事実証明書	災害発生 状況 図	認定請求 補足事項 報告書	同意書	(出勤簿 前一年間 の写し)	出張(旅行) 命令簿の 写し	経路 図	通勤 届の 写し	勤務命令簿の写し		(被 災前 一年分 前)	(休 被 災 願 一 簿 の 写 し)	(被 災 前 五 年 分 の 写 し)	(健 康 診 断 記 録 簿 の 写 し)	腰部 疾患 所 見 書	既往 歴 報 告 書	(第 三 者 交 通 事 故 報 告 書)	(第 三 者 そ の 他 報 告 書)	交 通 事 故 報 告 書	そ の 他
											当 日	被 災 前										
公務災害	勤務時間中	○	○	○	○	○																
	時間外(休日) 勤務中	○		○	○	○					○											
	通勤途上	○		○	○	○			○	○	●											
	出張(外勤中)	○		○	○	○		○	○													
	訓練中	○		○	○	○																①
	血液汚染事故		○	○	○	○																
	膝・頸部の負傷	○		○	○	○												○				
	レクリエーション 参加中	○		○	○	○																②
	第三者加害 (交通事故)	○		○	○	○		○	○										○		○	③
	第三者加害 (その他)	○		○	○	○		●	●												○	④
疾病の場合	一般疾病	○		○	○	○					●		○	○				○				
	脳疾患、心臓疾患	○		○	○	○					○		○	○				○				⑤
	腰痛症	○		○	○	○					●	●	●	○				○				⑥
	頸肩腕症候群	○		○	○	○					○	○	○					○				⑦
精神疾患	○		○	○	○						○	○	○					○				⑨
通勤災害	第三者加害 (交通事故)	○		○	○	○			○	○	●								○		○	
	第三者加害 (その他)	○		○	○	○			○	○											○	
	その他	○		○	○	○			○	○												

- は必要に応じて添付すること。
- 常勤的非常勤職員の場合、上記資料に加えて、「採用原議の写し」及び「被災前1年間の出勤簿の写し」を添付すること。
- 再任用職員及び臨時的任用職員等は、辞令の写しを添付すること。

#### (留意事項)

- ① 訓練計画表、訓練実施要領等職務の一環として行われたことを示す資料
  - ② 当該レクリエーションの実施計画、開催通知、実施要領等の資料、職員への周知方法に関する資料、参加者名簿、試合の組み合わせ表等の資料
  - ③④ P.53参照
  - ⑤ P.26参照
  - ⑥ P.20参照
  - ⑦ P.33参照
  - ⑧ P.30参照
- ※上記のほか、認定上必要と認められる資料の提出を求める場合があります。

### 第三者加害事案の添付書類

		第三者加害 報告書 (交通事故)	第三者加害 報告書 (交通事故以外)	交通事故 証明書	補償先行 申請書及び 念書	免責報告書 及び示談書 の写し等	その他
提出のタイミング		認定請求時				示談締結後	
交通事故	示談先行	○		○		○	
	補償先行	○		○	○		
その他	示談先行		○			○	※
	補償先行		○		○		

※ 飼い犬に噛まれた場合は、飼い主の注意義務を判断するための調査票（Q&A集 8-12参照）を提出してください。

第三者加害事案に関する手続等の詳細については、「Ⅶ 第三者加害事案」（P. 106～）を参照してください。原則として「示談先行」となりますが、「補償先行」の場合には、上記資料に加えて、補償先行申請書、念書（被災職員用、第三者用）を提出してください。

また、相手方が不明の場合等、第三者から念書を徴取することが困難な場合には、その旨を記載した申立書を被災職員が作成し、第三者用の念書に代えて、提出してください。

## 5 任命権者における事務処理

被災職員等から認定請求に係る書類が提出されたときには、各任命権者の公務災害担当者は、必ず次の事務処理を行った上で、基金支部に送付してください。

- ① 認定請求書のすべての項目が記入されているかを確認する。(形式の確認)
- ② 認定請求書の記載内容が、記入例に従って記載されているかを確認する。特に「災害発生状況」の欄について、事実が具体的に記載されているか注意する。(内容の確認)
- ③ 必要な添付資料が、P. 52の添付資料一覧どおりに添付されているか確認する。(形式の確認)
- ④ 添付資料の記載内容が、P. 56の添付資料に関する留意事項に従って記載されているかを確認する。(内容の確認)
- ⑤ 認定請求書と添付資料の記載内容に矛盾がないか確認する。

①から⑤の確認によって、書類の不足、不備、矛盾等が判明した場合には、任命権者による補足や所属、被災職員による修正を行うこと。

- ⑥ 認定請求補足事項報告書の、40職種の区分番号、勤務形態等を確認する。(40職種の区分番号、定義についてはP. 59参照)
- ⑦ 任命権者における公務災害担当者名等を公務(通勤)災害認定請求書の下欄に記入する。
- ⑧ ①から⑦までの事務処理終了後、「任命権者の意見」欄を記入し、押印する。

認定請求の手続きについては、被災職員、所属にとって初めての経験である場合がほとんどであり、書類の収集、作成等に不慣れなため、書類の不備や不足が考えられます。

各任命権者の公務災害担当者においては、被災職員、所属に対して書類作成の段階から適切な指導及び助言をお願いするとともに、認定請求に係る書類が提出されたときには、記載内容の確認、添付資料の確認を十分に行った上、基金支部宛て送付願います。

書類の不備又は不足がある場合、通常よりも認定に時間を要し、被災職員にとって不利益につながりますので、任命権者における確認を必ず行ってください。

## 6 公務災害又は通勤災害の認定及び通知

任命権者から請求書の送付を受けた基金支部は、その請求に係る災害が公務又は通勤によって生じたものであるか認定し、その結果を、「認定通知書」によって、請求者及び任命権者へ通知します。

認定通知書には、「災害補償のしおり」、「認定後の手続について」及び「治ゆ報告書」を添付し、請求者宛ての決定通知と併せて、一括して任命権者（公務災害担当課）に送付します。

## 7 追加認定請求、再発認定請求、認定請求の取下げ

### ◆ 追加認定請求、再発認定請求

認定後に、傷病名の変更・追加があったときには、当該傷病について追加認定請求を行う必要があります。また、治ゆ後に傷病が再発したときには、当該傷病について再発認定請求をする必要があります。

それぞれ認定請求書の様式は、通常の公務（請求）認定請求書の様式を利用し、その標題に「追加」又は「再発」の旨を記入してください。「認定番号」は当初の認定番号、「傷病名」は追加認定又は再発認定を受けようとする傷病名、「災害発生の状況」は当初の認定の通知年月日、災害発生日を示して、追加認定又は再発認定をする理由を記入してください。請求書の添付書類は原則として診断書のみとなります。

### ◆ 認定請求の取下げについて

取り下げる認定請求について認定請求取下げ届（様式任意）を提出してください。

### 添付資料に関する留意事項一覧

添付資料名	留 意 事 項
診 断 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初診日、療養見込期間が記載されたもの。</li> <li>○ 初診日が、被災日と異なるときは、その理由及び初診に至る経過等を認定請求書裏面の「災害発生の状況」の欄に記入すること。</li> <li>○ 原則として原本を添付すること。コピーを添付する場合は所属長等の原本証明を付すること。</li> <li>○ 療養中に転医した場合、あるいは療養見込期間が変更された場合であっても、傷病名が同一であれば診断書は当初の1通のみとすること。</li> <li>○ 傷病名が「～の疑い」の場合は認定ができないので、傷病の有無を明らかにしておくこと。</li> <li>○ 判読不明などがあるときは、あらかじめ確認の上、明らかにしておくこと。</li> </ul>
現 認 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害を目撃した者が、実際に見た事実をそのまま記入すること。 (災害発生時の被災職員の様子、傷病の部位、状態及びその後にとった措置、周囲の状況等。) ※1</li> <li>○ 災害発生時に、現認者がどこで、何をしていたか、被災職員との位置関係等についても記入すること。</li> </ul>
事 実 証 明 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現認者がいない場合に、災害の報告を受けた上司等が報告内容及び調査(確認)した事実を、そのまま記入すること。 ※1</li> <li>○ いつ、誰から、どのような方法で、どのような内容の報告を受けたのかが具体的に記入されていること。</li> <li>○ 上司等が行った調査日時、調査方法、調査内容、調査により判明したこと等が盛り込まれていること。</li> <li>○ 事実証明者の押印は、個人印とすること。</li> </ul> <p>※1 災害発生の状況と現認書・事実証明書の内容が全く同じものが見受けられます。被災職員と災害を現認した人、災害の報告を受けた人では、立場が異なるため作成される文章の内容は異なるはずです。</p> <p style="padding-left: 40px;">災害発生状況と同じ内容を記載することや、「災害発生状況のとおり」と記載するのでは意味がありませんので、作成の際には十分注意してください。</p>



災害発生状況図	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時の状況を一見してわかるように図示すること。特に、災害発生時における被災職員の姿勢、動作、周囲の状況をわかりやすく記入すること。(災害発生の現場及び負傷部位を示すだけでは不十分です。)</li> <li>○ 災害発生時の状況を再現した写真をできるだけ用いること。(連続写真、見る角度を変えたものなど、複数枚の写真が望ましい。)</li> </ul>
認定請求補足事項報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 40職種の区分番号、勤務形態を記入する。(40職種の区分番号、定義についてはP. 59参照)。</li> <li>○ 連絡先は被災職員本人のものを記載してください(×勤務先)。</li> </ul>
同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関等から診療録、診療報酬明細書等の提供を受けることについての同意書を提出すること。</li> </ul>
経路図	<p>出張中の災害の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 縮尺の分かる地図に、勤務公署、用務先、被災場所を記入し、当日の経路を赤線で記入すること。</li> </ul> <p>通勤途上の災害の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 縮尺のわかる地図に、自宅、勤務公署、被災場所を記入し、<u>当日の経路を赤線で記入し、通勤届の経路を青線で記入すること。</u></li> </ul>
時間外(休日)勤務命令簿の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理職、教員の場合は、これに代わる時間外に勤務を行っていたことを確認できる資料を提出すること。</li> </ul>
既往歴報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既往傷病の発病時期、傷病名、発症から治ゆまでの状況、受診医療機関、治ゆ年月日、公務(通勤)災害認定の有無等について詳細に記入すること。</li> </ul>
腰部疾患所見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支部様式第3号の腰痛調書(被災職員記載面)に必要事項を記載の上、腰部疾患所見書(医師記載面)に医師の所見を求めること。</li> <li>○ 腰痛調書(被災職員記載面)の記載に当たっては、出来る限り具体的に記入すること。 (腰部疾患所見書の提出がある場合は、診断書の提出は必要ありません。)</li> </ul>
第三者加害報告書(交通事故)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物件事故扱いの場合、相手方からの損害賠償が受けられない場合や、認定上疑義が生じることがあるので注意すること。</li> <li>○ すべての欄について、漏れなく記入すること。相手方が自動車損害保険に未加入の場合は、保険証明書番号の欄に「保険未加入」と記入すること。</li> <li>○ 示談の状況及び今後の見通しの欄の記入漏れが多く見受けられるので十分注意すること。</li> </ul>

	<p>なお、相手方の自賠責保険に対する保険金の請求については、被害者から行うことができるため、原則として示談先行（基金の補償に先だって、加害者からの損害賠償を受ける）で行うこととする。</p>
<p>交通事故証明書</p>	<p>○ 人身事故扱いの事故証明書を添付すること。</p> <p>物件事故扱いの場合、相手方からの損害賠償が受けられない場合や、認定上疑義が生じることがあるので注意すること。</p>

認定請求補足事項報告書に記入する40職種区分

1	その他の教育公務員	教育公務員特例法第2条に定義する者(ただし社会教育主事(派遣社会教育主事を含む。)を除く。)をいうこと。したがって、大学助手、大学以外の学校の助手・実習助手、公立の専修学校・各種学校の校長・教員は「2」「6」「9」のいずれかに分類すること。学校事務職員は「2」に分類すること。例えば農業大学校の教職員が教育委員会所管であり、また教育職給料表の適用があるとしても、その職員は「1」ではなく、「2」又は「9」として取り扱うこと。ただし「31」の養護学校教員を除く。
2	その他の一般事務職	
3	警察官	警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち、警察官である常勤職員をいうものである。
4	消防吏員	常勤の消防団員を含む。
5	看護師	准看護師を含むこと。
6	その他の技能労務職	
7	保育所保育士	保育士の資格を有する者で、現に保育所(認可保育所に限る。)に勤務する者をいうこと。
8	土木技師	土木に関する事務に従事する技術職員のうち、技師として任用されている者が該当する。必ずしも建築士等の公的資格を有するものに限らないこと。
9	その他の一般技術職	電気、機械、化学(農芸化学を除く。)、水質検査等の技師をいうこと。
10	調理員	学校調理員のほか、社会福祉施設、病院等の調理員をいう。
11	運転士・車掌等	
12	清掃業務員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する「一般廃棄物」(ごみ・し尿)の収集、運搬処理に関するものに従事する職員(清掃事業の現場の職員に限る。)をいう。
13	農林水産技師	農業土木、森林土木の技師は、ここに含めること。農業・林業・水産業に関する事務に従事する技術職員のうち、技師として任用されている者が該当する。必ずしも建築士等の公的資格を有するものに限らないこと。
14	その他の医療技術者	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の資格を有する者で、現にそれぞれの業務に従事している者をいうこと。無資格の看護助手は「6」(又は「9」)として扱うこと。
15	守衛・庁務員等	
16	保健師・助産師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
17	医師・歯科医師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
18	施設保育士・寄宿舎指導員等	保育士の資格を有する者で認可保育所以外に勤務する者、児童自立支援専門員、児童生活支援員の資格を有する者で、児童自立

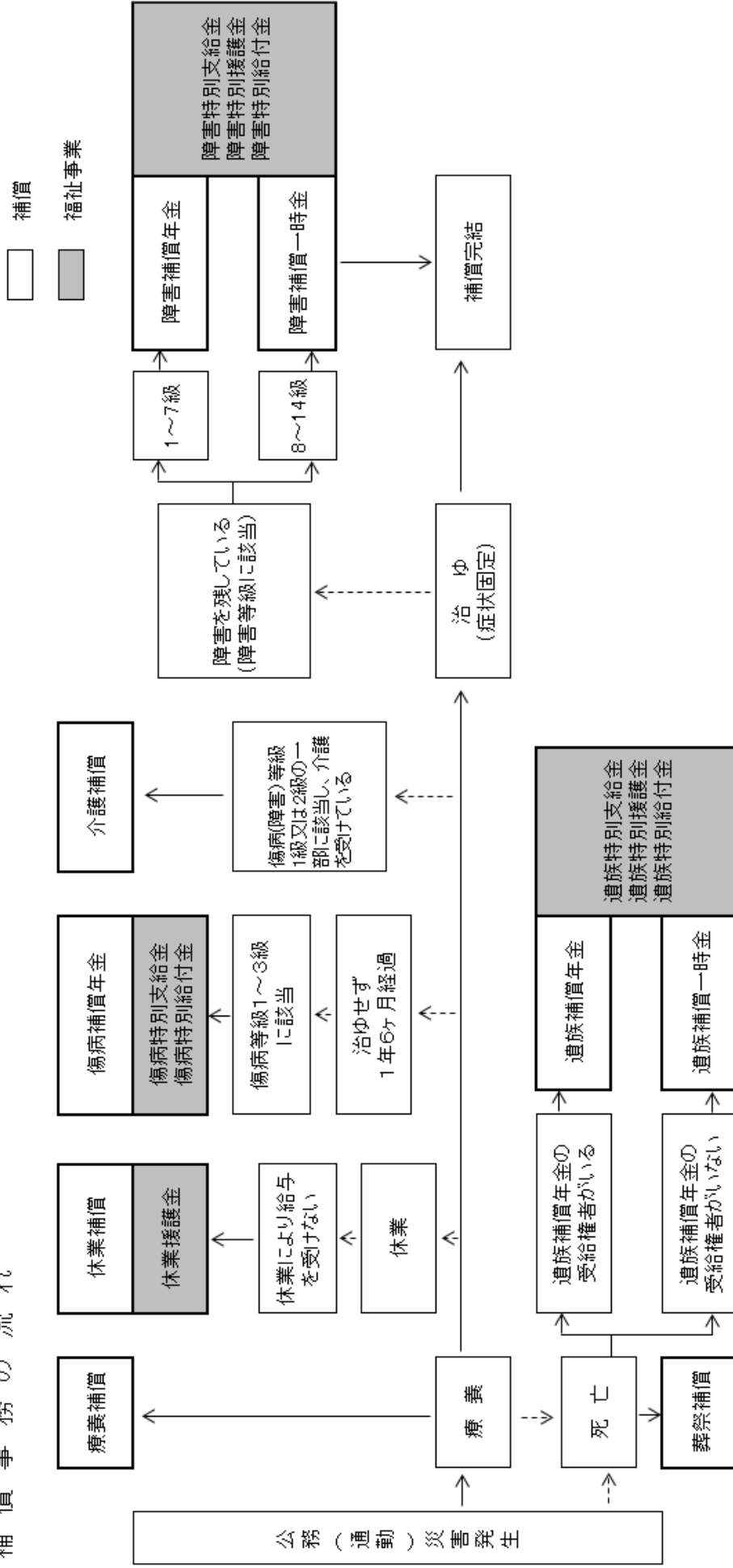
		支援施設に勤務する者及び社会福祉施設及び特殊教育諸学校の寮母をいうこと。
19	建築技師	建築に関する事務に従事する技術職員のうち、技師として任用されているものが該当する。必ずしも建築士等の公的資格を有する者に限らないこと。
20	栄養士	学校栄養職員を含むこと。
21	電気、ボイラー等技術員	
22	農業等改良普及員	農業改良普及員、生活改良普及員、蚕業改良指導員、林業改良指導員、水産改良普及員及び各専門技術員をいうこと。なお市町村組合には存在しない職種である。
23	司書(補)・学芸員(補)	
24	生活、作業指導員	社会福祉施設、保健衛生施設等における児童指導員・少年指導員、生活指導員・作業指導員、運動指導員・訓練指導員、職業指導員をいうこと。
25	生保担当ケースワーカー	社会福祉事業法上の現業員(ケースワーカー)のうち、生活保護を担当する者をいうこと。なお六法総合制をとる場合には、生活担当ケースワーカーと五法担当ケースワーカーとに分類すること。ただし分離できないときは一括して「25」に分類すること。
26	獣医師	
27	道路補修員	有料道路の補修員を含む。
28	食品、環境衛生監視員	
29	五法担当ケースワーカー	現業員のうち、福祉五法を担当する者をいうこと。
30	社会教育主事	県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる社会教育主事をいい、派遣社会教育主事及び社会教育主事補を含む。
31	特別支援学校教員	学校教育法第1条に定める「特別支援学校」の教員(校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師)をいう。特別支援学校以外の公立学校のいわゆる特殊学級を担当する教員は該当しない。
32	電話交換手	
33	船員	
34	動植物飼育員	
35	査察指導員	福祉事務所において、指導監督を行う職員(査察指導員)をいうこと。
36	各種社会福祉司	福祉事務所における老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、家庭児童福祉主事、児童相談所における児童福祉司、身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所におけるケースワーカー等をいうこと。
37	水道等検針員・徴収員	

38	ホームヘルパー	老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等に規定する居宅介護事業に係る職員で、これらの法令による対象者に直接事業を行う者をいうこと。
39	交通巡視員	道路交通法第114条の4の交通巡視員をいうこと。なお市町村組合においては存在しない職種である。
40	タイピスト・キーパンチャー	

《留意事項》

- ・ 2つ以上の職種を兼ねている場合には、主たる職種において判断してください。
- ・ 当該職種は、原則として、単に資格を持っているだけでは足りず、現にその職種に従事している者として扱います。
- ・ 当該区分は、負担金の納付の際の職種区分とは関係ありません。
- ・ 「1」、「3」から「5」まで、「7」、「8」及び「10」から「40」までの各職種に属さない職員については、すべて事務職、技術職、技能労務職のいずれかに分類し、それぞれ「2」「6」「9」に分類してください。

# 補償事務の流れ



※ フローチャートには主な補償、福祉事業のみを掲載。その他の補償、福祉事業としては以下のものがあります。

- 【補償】 遺族補償年金差額一時金、障害補償年金前払い一時金、遺族補償年金前払い一時金、予後補償、行方不明補償
- 【福祉事業】 外科後処置、補装具の支給、リハビリテーション、アフターケア、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業、奨学援護金、就労援護金、障害差額特別給付金、長期家族介護者援護金

## IV 基金が行う補償

職員の公務災害又は通勤災害について基金が行う補償としては、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがあります（資料P.62参照）。以下、これらのうち主なものについて、順次項目ごとに説明していくことにします。

### 1 療養補償

#### (1) 補償の範囲

療養補償は、職員が公務又は通勤により負傷し又は疾病にかかった場合に、それが治ゆ（治ゆ認定）するまでの期間、必要な療養を行い（現物補償）、又は必要な療養の費用を支給して（金銭補償）行うものです。（法第26条）

この療養の範囲は、次に掲げるもので、療養上相当と認められるものであって、その内容が個々の傷病に即して、医学上、社会通念上妥当と認められるものとされています（法第27条）。

#### ア 診察

- (ア) 医師及び歯科医師の診察（往診を含む）
- (イ) 療養上の指導及び監視
- (ウ) 診断上必要なあらゆる化学的定性検査、顕微鏡検査、レントゲン検査及びその他の検査
- (エ) 診断書、処方箋又は意見書等の文書

《留意事項》

- ◆ 私病や認定されていない傷病に対する治療、被災職員が元々有していた素因・基礎疾患等によって生じた治療等は認められません。補償として認められるのは、認定を受けた傷病に対する治療等に限りです。したがって、医療機関等で医療行為を受けたものについて、全て補償が行われるとは限りません。
  
- ◆ 文書料について
  - ・ 診断書等の文書料は、補償の実施上必要な文書で、原本を基金支部に提出したものに限られます。その他の目的（病気休暇の申請等）に使用したものは補償の対象になりません。
  - ・ 公務災害・通勤災害の認定請求に使用した診断書料に係る消費税は、消費税法及び同施行令の規定により、非課税とされていますので、その旨、病院の窓口申し出てください。（消費税法第6条、別表第1第6号ト、同施行令第14条第19号）
  - ・ 認定請求時の診断書において、傷病名が「〇〇疑い」と記載されている場合、「疑い」のままでは取り扱うことができませんので、確定診断がつくものかどうか医師に必ず確認してください。

イ 薬剤又は治療の材料

(ア) 内服薬、外用薬

(イ) ガーゼ、包帯、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木等の治療材料のうち医師が必要と認めたもの、又は直接治療に関係あると認められるもの

(ウ) 便器、氷のう、ゴム等で医師が必要と認めたもの

(エ) 歯科補綴

療養中に使用したものであっても、日常生活一般に必要とされるような用品（コップ、タオル等）については、原則として認められません。

ウ 処置、手術その他の治療

(ア) 包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置手術

(イ) 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔

(ウ) その他の治療

a 熱気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運転療法、高原療法等で医師の指導のもとに行われるもの



- b 柔道整復師による施術
- c 温泉療法、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等で医師が必要と認めたもの

《留意事項》

- ◆輸血…輸血の処置費、血液の料金、血液の輸送費、血液の検査料等が含まれます。この場合、家族等による輸血の場合も、一般の保存血液による輸血の場合と同様に療養補償の対象として認められます。
- ◆手術…現在の医学通念から、一般にその治療効果が認められている方法によることが必要です。
- ◆柔道整復師による施術…脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術について認められます。なお、脱臼又は骨折の患部に対する施術については、応急手当の場合を除き医師の同意を得た上で施術を行うこととされていますが、この場合の医師の同意については、医師の同意を得た旨が施術録に記載されていることが認められれば、医師の同意書を添付する必要はありません。
- ◆はり等…あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術については、医師が必要と認めたものに限り認められます（医師の同意書添付のこと）。

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲

(ア) 居宅における療養上の管理

居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る）に対する病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理

(イ) 居宅における療養に伴う世話その他の看護

- a 居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護師等の行う療養上の世話又は診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む）
- b 重症のため医師が常に看護師（看護師がいなかったためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む）の看護を要するものと認めた場合の看護料（(ア)に掲げるものを除く）

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲

(ア) 病院又は診療所への入院

- a 入院（入院に伴う食事を含む）
- b 入院中死亡した場合の死体の安置

(イ) 病院又は診療所における療養に伴う世話その他の看護

- a 重症のため医師が常に看護師（看護師がいなかったためこれに代わって看護を行う者

を付した場合を含む)の看護を要するものと認めた場合の看護料

- b 看護師又はこれに代わって看護を行う者を得られないためにこれに代わって家族が付添った場合はその付添の費用

#### カ 移送の範囲

- (ア) 災害発生場所から病院、診療所等までの交通費
- (イ) 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費
- (ウ) 独歩できない場合の介護付添に要する費用
- (エ) 災害発生場所、病院又は診療所等から自宅までの死体運搬の費用
- (オ) その他必要と認められる移送費用で現実に要したもの

通院のための交通費については、一般的には電車、バス等の公共交通機関の利用について認められるものです。

タクシー等の利用については、被災職員の傷病の部位及び状況などから、医師が必要と認める場合に限って認められます。タクシー等を利用した場合には、移送費明細書にタクシー等の利用を必要とする医師の所見を記入してもらい、療養補償請求書に添付してください。

(※ 公共交通機関を利用した場合には、移送費明細書に医師の所見を記載してもらふ必要はありません。)

## (2) 請求・手続

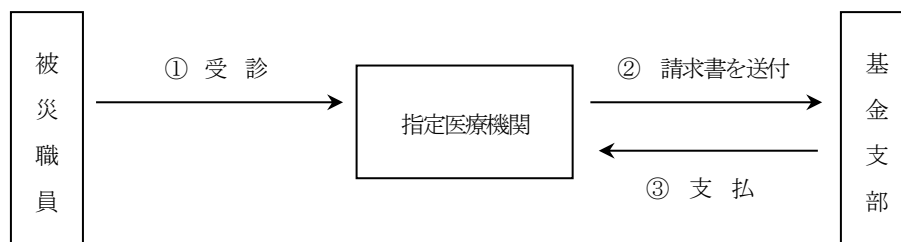
基金から認定通知書を受け取ったら、速やかに医療機関に通知書を提示するなどして認定結果を知らせ、療養補償の請求手続を行ってください。

手続きは、受診先(指定医療機関・非指定医療機関)や支払の方法(受領委任・非受領委任)により異なりますので、次のア～ウに従って請求してください。

### ア 指定医療機関の場合(指定医療機関一覧表P.72)

「療養費の給付請求書」(様式第5号)に必要事項を記入し、指定医療機関へ提出してください。

指定医療機関から直接基金へ請求されますので、以後被災職員は請求手続をする必要がありません。

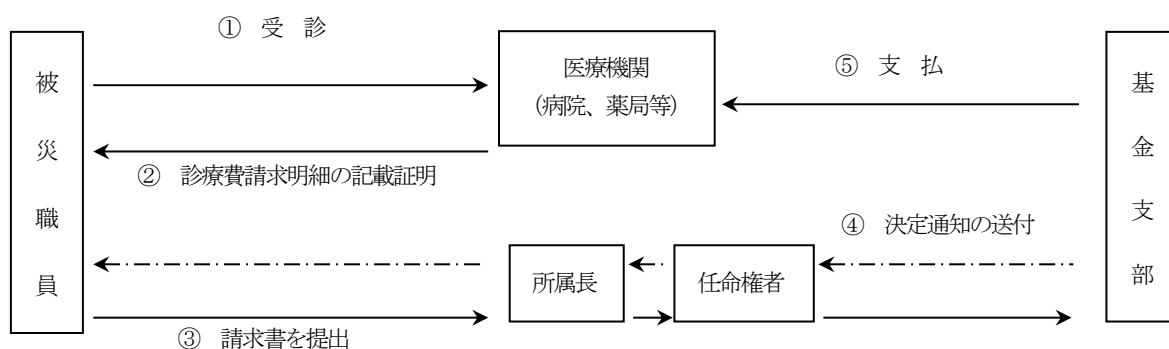


イ 指定医療機関以外の場合（受領委任）

- 「療養補償請求書」（様式第6号）に、認定番号欄、被災職員に関する事項欄を記入してから、必要事項の記入を医療機関へ依頼してください。
- 医療機関から記載が完了した療養補償請求書を受け取ったら、被災職員は請求者の欄、受領委任欄の受領委任者の部分を記入し、必ず、所属（任命権者）を通して基金支部へ提出してください。

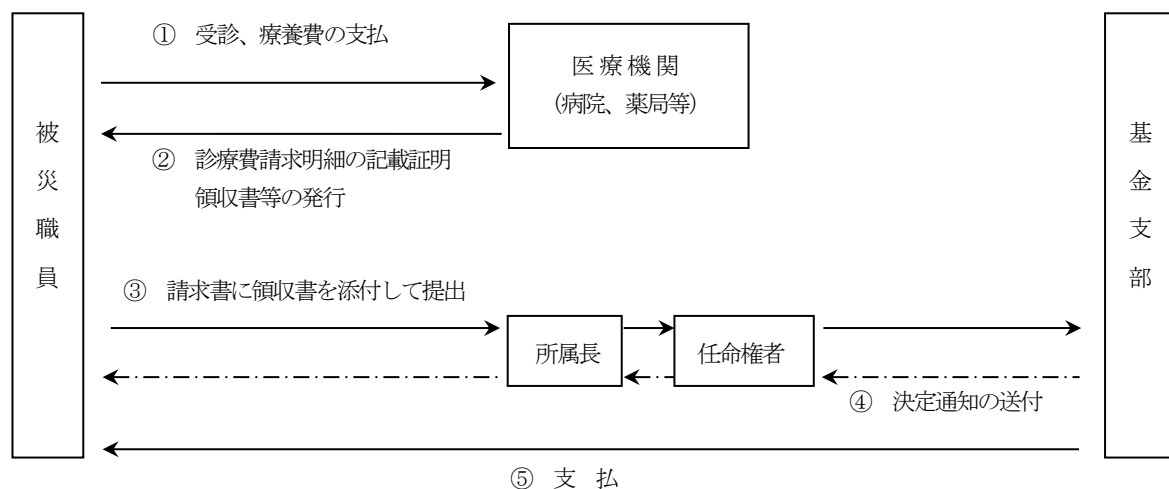
なお、基金支部へ提出する前に、所属の公務災害担当課において内容に不備がないかチェックしてください。

- 基金支部では、請求書を審査の上、医療機関が指定した金融機関口座へ振込をします。



ウ 全額又は診断書・補装具等の料金を自己負担した場合（非受領委任）

- 「療養補償請求書」に医療機関から診療費請求明細を記入してもらい証明を受け、必要な領収書を添付して、所属（任命権者）を通して基金支部へ提出してください。
- 基金支部では、請求書を審査の上、被災職員が指定した金融機関口座へ振込をします。



第三者加害の場合、加害者又は加害者が加入している保険により支払ってもらえることが原則です。「Ⅶ 第三者加害事案について (P.106～)」を参照の上、補償先行が必要と思われる場合には、基金に相談の上、手続を進めてください。

エ やむを得ず共済組合員証等を使用してしまった場合

公務災害又は通勤災害として認定された傷病の治療を受ける場合、又は治療を受ける傷病について公務災害又は通勤災害の申請を考えている場合は、共済組合員証を使用しないでください。

やむを得ず共済組合員証等を使用してしまった場合は、以下のいずれかの方法により請求してください。

- (ア) 被災職員が負担した3割分について、医療機関に返還してもらい、全額を受領委任で請求する。※できる限りこちらの方法をとってください。
- (イ) 被災職員が負担した3割分を、本人請求として基金へ請求する。
  - 共済組合等に請求された7割分については、基金と共済組合等で精算を行います。共済組合員証を使用した場合には、認定後に認定請求書の写しを添えて、共済組合へ認定結果を連絡してください。

所属（任命権者）から療養補償請求書を基金支部に送付する際の確認事項

- ① 必要事項はすべて記入、押印されているか。
  - ② 振込先口座に誤りがないか。
  - ③ 診療費請求明細の計算誤りはないか。
  - ④ 傷病名は認定されたものか。
  - ⑤ 傷病の経過、転帰は記載されているかどうか。
  - ⑥ 文書料については、使用目的が公務（通勤）災害の認定のためのものであるか。
  - ⑦ 請求内容に応じた添付書類が付されているか。
    - ◆治療費……領収書
    - ◆文書料……領収書
    - ◆補装具等……医師の証明書、領収書
    - ◆室料差額……上級室個室等証明書（支部様式第7号）、領収書（内訳明記）
    - ◆看護料……看護証明書、領収書（家族の場合は不要です）
    - ◆移送料……移送費明細書（支部様式第8号）、領収書（電車、バス等領収書の発行されない場合を除く）
    - ◆その他……売薬、コルセット、松葉づえ等を治療中に医師の指示で購入した場合は、それが治療上必要であることを証明する医師の意見書及び領収書を添付してください。
- (注) 受領委任の方法で請求する場合は、領収書は不要です。

療養補償請求書は、必ず「任命権者の公務災害担当課」を通じて提出してください（指定医療機関からの請求は除く。）。

補償に関する問い合わせについても、必ず「任命権者の公務災害担当課」を通じて行ってください。

### (3) 転医について

#### ア 転医の認められる場合

医療上又は勤務上の必要性が認められる場合に限り、転医が認められます。

《転医が認められる例》

- ・ 災害発生場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けたあと、療養に適した専門医療機関へ転医する場合
- ・ 療養の経過上から、勤務先又は自宅から通院に便利な医療機関へ転医する場合
- ・ 療養の経過上、現在担当している医師が医療技術、施設等の問題から、他の医療設備の整った医療機関を紹介し、転医させる場合

イ 転医の認められない場合

自己都合による転医や、重複診療等は原則として必要な療養とは認められず、初診料、各種検査料、療養と重複する治療費や移送費等は支給されません。

(4) 治ゆ

療養補償は、認定された傷病が治ゆしたときをもって終了します。災害補償制度では、次の場合「治ゆ」といいます。

ア 完全治ゆ…完全に傷病が治った場合

イ 症状固定…医学上一般に認められた治療行為では、療養の効果が期待できず（対症療法のみ行っている状態）、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態

痛みが残存しているなど、災害を受ける前の状態に戻っていない場合でも、症状の回復が見込めない場合は症状固定となり、療養は終了となります。この場合、痛みを和らげるための治療（対症療法）などは、療養補償の対象になりません。

同一の事故により2つ以上の負傷又は疾病があるときは、その2つ以上の負傷又は疾病の全部が治ったときをもって「治ゆ」とします。

また、「急性症状に限る」として災害を認定した場合は、急性症状が消退した時期をもって治ゆとなります。

ウ 治ゆ後

医学上一般に承認された治療方法によっては療養の効果を期待し得ない状態となり、症状も固定するに至った場合は、治ゆということになります。その後、残存障害が残った場合には、その程度によって障害補償の対象となることがあります。（P. 76参照）

したがって、例えば、火傷の治療をした後、醜状痕が残ってしまったような場合には、その程度が規則別表に該当すれば、請求により障害補償を受けられることがあります。

## (5) 治ゆ報告書

傷病が治ゆした場合には、被災職員は、速やかに治ゆ報告書（支部様式第14号）を基金支部へ提出してください。治ゆ報告書は、所属長の確認を受けた上で、任命権者を經由して提出してください。

なお、治ゆ報告書に診断書を添付する必要はありません。

### ア 所属長の治ゆ確認と指導

療養補償の転帰欄に「治ゆ」の記載があった場合は、被災職員に確認の上、速やかに「治ゆ報告書」を提出するよう指導してください。

### イ 第三者加害事案

「示談先行」の取扱いになっているもので、基金から療養補償等を受けていない場合であっても、「治ゆ報告書」は提出してください。

治ゆ報告書が提出された事案については、治ゆ認定がなされ、治ゆ年月日の翌日以降になされた対症療法等は補償の対象とはなりません。したがって、治ゆ後の対症療法、経過観察等のため通院が必要な場合には、共済組合員証により受診することとなります。

## (6) 長期療養事案への対応

療養の開始後1年6か月を経過した日（以下、「基準日」とする。）において、傷病が治っていない場合、速やかに任命権者を經由して、「療養の現状等に関する報告書」（様式第38号）を提出してください。基準日以後において引き続き療養が継続している場合は、その後も随時、基金から報告書の提出を求めることがあります。

各地方公共団体の公務災害担当者は、被災職員の療養が相当長期に及んでいるときには、療養の状況を常に把握し、症状固定となっていないかに注意して、症状固定と認められるものについては治ゆ報告書の提出を促し、いたずらに療養が長びくことのないようにしてください。（月1回程度の通院や、いわゆる対症療法となった事案については特に注意してください。）

指 定 医 療 機 関

名 称	郵便番号	所在地・電話番号	診 療 科 目
埼 玉 病 院	3 5 1 - 0 1 0 2	埼玉県和光市諏訪2-1 048(462)1101	内・精・神内・呼・循・小・外・整・ 形・脳・心外・皮・産婦・眼・耳・ 放・消・麻・泌・臨・薬
西 埼 玉 中 央 病 院	3 5 9 - 1 1 5 1	埼玉県所沢市若狭2-1671 04(2948)1111	代内・消・循・小・外・整・脳・皮・ 泌・産・婦・眼・耳・放・歯・麻
東 埼 玉 病 院	3 4 9 - 0 1 9 6	埼玉県蓮田市大字黒浜4147 048(768)1161	内・呼・循・小・外・整・眼・耳・ 理診・放・歯・麻・神内
防衛医科大学校病院	3 5 9 - 8 5 1 3	埼玉県所沢市並木3-2 04(2995)1511	内・精・小・外・整・脳神外・皮・ 泌・眼・耳・放・麻・産婦・形・口 外
川 口 総 合 病 院	3 3 2 - 8 5 5 8	埼玉県川口市西川口5-11-5 048(253)1551	内・小・泌・外・脳・整・産婦・消・ 耳・眼・皮・放・神・循・呼・精・ 麻・胃
鴻 巣 病 院	3 6 5 - 0 0 7 3	埼玉県鴻巣市八幡田849 048(596)2221	内・精
加 須 病 院	3 4 9 - 1 1 0 5	埼玉県久喜市小右衛門714-6 0480(52)3611	内・循・小・外・脳外・皮・泌・眼・ 耳咽・リハ・放・麻
なでしこメンタル ク リ ニ ッ ク	3 6 5 - 0 0 3 8	埼玉県鴻巣市本町1-1-3 エルミこうのす (エルミ2) 4 階 048 (598) 6600	精
内 牧 ク リ ニ ッ ク	3 4 4 - 0 0 5 1	埼玉県春日部市内牧3149 048(755)2118	内・消・外
さいたま赤十字病院	3 3 8 - 8 5 5 3	埼玉県さいたま市中央区上落 合8-3-33 048(852)1111	内・小・外・整・脳・皮・泌・産婦・ 眼・耳・放・精・循・神内・リハ
小 川 赤 十 字 病 院	3 5 5 - 0 3 9 7	埼玉県比企郡小川町小川1525 0493(72)2333	内・呼・精・神・小・外・整・皮・ 泌・産・婦・眼・耳・放・循・脳
深 谷 赤 十 字 病 院	3 6 6 - 0 0 5 2	埼玉県深谷市上柴町西5-8-1 048(571)1511	内・神内・消・外・整・脳・小・皮・ 泌・産婦・眼・耳・放・麻・形・小 外・精・循・心外
さいたま北部医療 セ ン タ ー	3 3 1 - 8 6 2 5	埼玉県さいたま市北区宮原町 1-851 048(663)1671	内・皮・小・外・秘・婦・眼・耳・ 放・整・口外
埼 玉 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー	3 3 0 - 0 0 7 4	埼玉県さいたま市浦和区北浦 和4-9-3 048(832)4951	内・神・小・外・整・皮・秘・産婦・ 眼・耳・形・心内・麻・放



## 2 休業補償及び休業援護金

### (1) 休業補償

職員が公務災害又は通勤災害による負傷、疾病の療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、請求により「休業補償」として勤務することができない期間1日当たり平均給与額の100分の60に相当する額が支給されます。ただし、刑事施設等に拘禁又は収容されている期間については、休業補償は支給されません。(法第28条)

### (2) 支給要件

休業補償は次の要件をすべて満たす場合に支給されます。

- ◆ 公務又は通勤による傷病のため療養していること
- ◆ 療養のため勤務することができないこと
- ◆ 給与を受けていないこと

### (3) 休業援護金（福祉事業）

休業補償は平均給与額の100分の60とされていますが、休業に対する損失補填として、共済給付の休業手当金との均衡上不十分であるため、実質的に休業補償の上積みを目的として支給されるもので、次のいずれかに該当する職員に、勤務することができない期間1日当たり平均給与額の100分の20を限度として支給されます。(業務規程第28条)

- ◆ 休業補償を受ける者
- ◆ 公務災害、通勤災害の療養のため、所定の勤務時間の全てを勤務することができない場合において、支給される給与の額が平均給与額の100分の60以上で、かつ、100分の80に満たない者

### (4) 請求（申請）手続

休業補償及び休業援護金を受けようとする者は、休業補償請求書・休業援護金申請書(様式第7号)に、平均給与額算定書を添えて、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

この場合、請求書に療養のため勤務することができなかつた旨の「医師の証明」欄が設けられているので、その証明を受け、さらに請求にかかる期間中の休業日数等に関する証明を所属部局長から受ける必要があります。

### 3 傷病補償年金とその福祉事業

#### (1) 傷病補償年金

職員が公務又は通勤により負傷し又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過した日又は同日後、次の要件のいずれにも該当することとなった場合に、その状態が継続している期間に支給されます。(法第28条の2)

- ◆ 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- ◆ 当該負傷又は疾病による障害の程度が、規則別表第2に規定する傷病等級(第1級～第3級)に該当すること。

#### 規則別表第2

#### (2) 支給額

部 位	傷 病 等 級		
	第 1 級	第 2 級	第 3 級
眼	1 両目が失明しているもの	1 両目の視力が0.02以下になっているもの	1 1眼が失明、他眼の視力が0.06以下になっているもの
口	2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの		2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの
精 神 神 経	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸 腹 部 臓 器	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上 肢	5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの	4 両上肢を腕関節以上で失ったもの	5 両手の手指の全部を失ったもの
下 肢	7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの	5 両下肢を足関節以上で失ったもの	
そ の 他	9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの、その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

傷病補償年金は、傷病等級に応じ、下表のとおり支給されます。

傷病等級	年 金 額
第 1 級	平均給与額に 313 を乗じて得た額
第 2 級	〃 277 〃
第 3 級	〃 245 〃

### (3) 傷病特別支給金（福祉事業）

傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

傷病等級	支給金額
第 1 級	114 万円
第 2 級	107 万円
第 3 級	100 万円

### (4) 傷病特別給付金（福祉事業）

傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、年金として、傷病補償年金の額に 100分の20を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は150万円に下表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とします。

傷病等級	率
第 1 級	365 分の 313
第 2 級	365 分の 277
第 3 級	365 分の 245

### (5) 申請手続

傷病補償年金は、他の補償と異なり基金が職権で決定するものです。これは、基金が療養補償を行っている関係上、当該障害の状態を知りうる状態にあるためです。したがって職員の側から請求する必要はありません。

ただし、福祉事業である傷病特別支給金と傷病特別給付金については、「傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書」に、平均給与額算定書を添付して基金支部長宛て申請する必要があります。

## (6) その他の福祉事業

傷病補償年金の受給権者は、このほかに介護補償、奨学援護金、就労保育援護金の受給資格に該当する場合があります。(P. 80, 81、P. 92～94参照)

## 4 障害補償とその福祉事業

### (1) 障害補償年金及び障害補償一時金

職員の公務又は通勤による負傷又は疾病が治癒したとき、身体に障害が残っている場合には、請求により、その障害の程度に応じて障害補償年金又は障害補償一時金が支給されます。(法第29条)

障害補償年金は、その障害が障害等級表(規則別表3)に規定する障害等級第1級から第7級までの障害に該当する場合に支給され、障害補償一時金は、第8級から第14級までの障害に該当する場合に支給されます。(障害等級早見表参照)

### (2) 支給額

障害補償は、障害の等級に応じてそれぞれ次のとおり支給されます。

種別	障害の等級	支給額
障害補償年金	第1級	平均給与額に313を乗じて得た額
	第2級	〃 277 〃
	第3級	〃 245 〃
	第4級	〃 213 〃
	第5級	〃 184 〃
	第6級	〃 156 〃
	第7級	〃 131 〃
障害補償一時金	第8級	〃 503 〃
	第9級	〃 391 〃
	第10級	〃 302 〃
	第11級	〃 223 〃
	第12級	〃 156 〃
	第13級	〃 101 〃
	第14級	〃 56 〃

たとえ障害が残っていても、障害の程度が14級に至らない場合には障害補償は支給されません。

### (3) 支給額の調整及び制限

同一事由に基づく他の公的年金が給付されている場合は、支給額が調整されることがあります（共済組合の年金は調整の対象外）。

第三者から加害を受けた場合で、自動車損害賠償責任保険から後遺障害に係る賠償金が支払われる場合等、加害者から賠償を受ける場合は、支給が調整（停止又は減額）されることがあります。このため、賠償金の額が決定されるまで支給を保留することがあります。

職員の故意の犯罪行為又は重大な過失により災害を発生させたときは、補償の一部が制限されます。

### (4) 障害特別支給金（福祉事業）

障害特別支給金は、障害補償の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

障害等級	支給額
第1級	342万円
第2級	320万円
第3級	300万円
第4級	264万円
第5級	225万円
第6級	192万円
第7級	159万円

障害等級	支給額
第8級	65万円
第9級	50万円
第10級	39万円
第11級	29万円
第12級	20万円
第13級	14万円
第14級	8万円

### (5) 障害特別援護金（福祉事業）

障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

#### 公務災害

障害等級	支給額
第1級	1,540万円
第2級	1,500万円
第3級	1,460万円
第4級	875万円
第5級	745万円
第6級	615万円
第7級	485万円

障害等級	支給額
第8級	320万円
第9級	250万円
第10級	195万円
第11級	145万円
第12級	105万円
第13級	75万円
第14級	45万円

### 通勤災害

障害等級	支給額	障害等級	支給額
第1級	915万円	第8級	190万円
第2級	885万円	第9級	155万円
第3級	855万円	第10級	125万円
第4級	520万円	第11級	95万円
第5級	445万円	第12級	75万円
第6級	375万円	第13級	55万円
第7級	300万円	第14級	40万円

(※令和4年9月時点)

### (6) 障害特別給付金（福祉事業）

障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対し年金として、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として、それぞれ当該障害補償の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は150万円にそれぞれ下表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とします。

種別	障害の等級	支給額
障害補償年金	第1級	365分の313
	第2級	〃 277
	第3級	〃 245
	第4級	〃 213
	第5級	〃 184
	第6級	〃 156
	第7級	〃 131
障害補償一時金	第8級	〃 503
	第9級	〃 391
	第10級	〃 302
	第11級	〃 223
	第12級	〃 156
	第13級	〃 101
	第14級	〃 56

## (7) 等級の決定方法

公務又は通勤により、2以上の障害が残った場合は、最も重い障害等級の区分に応じ、障害等級を決定します。

ただし、次に掲げる場合には、下表のうち最も有利なものによって決定した障害等級の区分に応じ、障害等級を決定します。

障害の程度	併合による等級
第13級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の1級上位の等級
第8級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の2級上位の等級
第5級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の3級上位の等級

## (8) 請求（申請）手続き

障害補償の支給を受けようとするものは、任命権者を經由して基金支部へ「障害補償年金請求書・障害特別支給金申請書・障害特別援護金申請書・障害特別給付金申請書」（様式第9号）又は「障害補償一時金請求書・障害特別支給金申請書・障害特別援護金申請書・障害特別給付金申請書」（様式第11号）を提出しなければなりません。（業務規程第13条）

請求に当たっては、申請書、平均給与額算定書のほか、下表の書類及び資料を添付してください。

書類又は資料	留意事項
障害程度診断書	診断書は、治ゆ年月日の確認ができ、かつ、障害の程度についての所見が記されているものを提出すること。（支部様式第15号。歯牙の場合は支部様式第15号の2。）
レントゲン写真	レントゲン写真は必要に応じ、患側だけでなく、健側についても提出すること。
障害部位の写真	欠損障害、変形障害、醜状障害が残っている場合には、障害部位の写真を提出すること（写真は必要に応じ、カラー写真を使用してください。）。
出勤簿の写し	災害発生日の属する月の前月から起算して過去3か月間の出勤状況がわかるものを提出すること。
給与明細等の写し	災害発生日の属する月の前月から起算して過去3か月間に、被災職員に支払われた給与及び補償事由発生日時点の給与を確認できるものを提出すること。

時間外勤務手当など、勤務月の翌月に支払いが行われているものについては、実際に勤務した月に参入して平均給与額を計算します。そのため、災害発生日の属する月の給与明細についても提出してください。

例：平成24年7月1日に災害が発生した場合

- ① 平均給与額は平成24年4月・5月・6月に支払われる給与を元に算定。
- ② 6月に行った時間外勤務等の手当は7月に支払われるため、7月の給与明細等を確認する必要がある。
- ③ 過去3か月の給与を確認するために、平成24年4月・5月・6月・7月の4か月分の給与明細等を提出する。

## (9) その他の補償

### ア 障害補償年金差額一時金

障害補償年金の受給権者が死亡したとき、すでに支払われた障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額が別に定める額に達しないときは、その遺族に対し、その請求に基づきその差額に相当する額の障害補償年金差額一時金が支給されます。この場合、障害差額特別給付金として障害特別給付金と同様の方法で算出された額が福祉事業として支給されます。

### イ 障害補償年金前払一時金

障害補償年金の受給権者が申出たときは、その者の年金の一部を「障害補償年金前払一時金」として障害等級に応じた一定の範囲内で前払いすることとされています。前払いが行われた場合、その額に達するまでは年金の支給が停止されます。

なお、この申出は年金の支払いに先立って行われることが原則です。

これらに該当すると思われる事案があった場合は、基金支部に問い合わせてください。

## (10) その他の福祉事業

このほか、外科後処置、休養、リハビリテーション、補装具、アフターケア、奨学援護金、就労保育援護金、ホームヘルパー等の派遣等に該当する場合があります。これらについては「福祉事業」の項を参照してください。

## 5 介護補償

### (1) 支給対象者

介護補償は、傷病等級第2級以上の傷病補償年金の受給権者又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給されます。



(法第30条の2)

ただし、次に掲げる施設に入院又は入所している場合には、介護補償は行われません。

- ア 病院又は診療所（介護保険法第8条第24項に規定する介護老人保健施設を含む）
- イ 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（同条第7項に規定する生活保護を受けている場合に限る）
- ウ 総務大臣が定める次に掲げる施設
  - (ア) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
  - (イ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条に規定する原子爆弾被爆者特別養護ホーム

## (2) 支給額

常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給するとされています。(法第30条の2)

また、支給は日を単位として行われますが、いずれの状態の場合も、新たに介護を開始する月にあっては介護に要する費用の実額となります。

これらに該当すると思われる事案があった場合は、基金支部にお問い合わせください。

## 6 遺族補償とその福祉事業

職員が公務又は通勤により死亡した場合には、請求によりその遺族に対して遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。(法第31条～第39条)

### (1) 遺族補償年金

遺族補償年金を受けることができる遺族を年金の「受給資格者」といいます。「受給資格者」とは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、次頁の表に掲げる要件に該当するものとされています。

職員との続柄		受給資格者となりうる要件			受給権の順位
		生計維持関係	年 齢		
配偶者 (内縁関係を含む)	妻	職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたこと	年齢は問わない	障害等級第7級以上の障害の状態にある場合は年齢を問わない	1
	夫		60歳以上		
子(養子を含む)			18歳未満		2
父 母	養父母		60歳以上		3
	実父母				4
孫(養子を含む)			18歳未満		5
祖 父 母			60歳以上		6
兄 弟 姉 妹			18歳未満 又は 60歳以上		7
特例遺族	夫		55歳以上 60歳未満		8
	養父母				9
	実父母				10
	祖父母				11
	兄弟姉妹	12			

※年齢は職員の死亡当時のものです。

遺族補償年金はすべての受給資格者に支給されるものではなく、その受給資格者のうちの最優先順位にある遺族に対して支給されます。この遺族を「受給権者」といいますが、同順位の者が2人以上いるときは、それぞれが受給権者となります。

## (2) 支給額

遺族補償年金の額は、受給権者及び受給権者と生計を同一にする受給資格者の人数の区分に応じて次頁の表のとおり支給されます。

遺族の人数		年金の額
1人	① ②以外の場合	平均給与額に153を乗じて得た額
	② 55歳以上の妻又は総務省令で定める障害の状態にある場合	〃 175 〃
2人		〃 201 〃
3人		〃 223 〃
4人以上		〃 245 〃

### (3) 受給権、受給資格の消滅及び支給の調整

遺族補償年金を受ける権利は、受給権者が次のいずれかに該当した場合には消滅し、これを「失権」といいます。受給資格者が次のいずれかに該当した場合も受給資格は消滅しますが、これを「失格」といいます。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻（内縁関係を含む。）をしたとき
- ③ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき
- ④ 離縁によって、死亡職員との親族関係が終了したとき
- ⑤ 子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の当時から引き続き一定の障害の状態にある時を除く。）
- ⑥ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった60歳未満の夫、父母、又は祖父母がその障害の状態でなくなったとき
- ⑦ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった18歳以上の子又は孫がその障害の状態でなくなったとき
- ⑧ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった18歳以上かつ60歳未満の兄弟姉妹がその障害の状態でなくなったとき

受給権者が失権したとき、同順位者がなく、後順位者がある場合は、次順位者が受給権者となり、年金の支給を受けることとなります。これを「転給」といいます。受給権者が失権したとき、受給資格者がほかにいない場合は年金の支給は終了します。

公務又は通勤による災害に基づき、他の公的年金が支給されている場合は、支給額が調整されることがあります（共済組合の年金は調整の対象外）。

### (4) 遺族補償一時金

遺族補償一時金は次の場合に支給されます。

- ① 職員の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき
- ② 職員の死亡当時、遺族補償年金の受給権者がいたが、年金の支給開始後に失権し、

他に受給権者がなく、しかもそれまでに支給された年金の合計額が仮に受給権者が職員の死亡当時この一時金を受けたとした場合に支給されるべき遺族補償一時金の額に満たない場合

遺族補償一時金の受給資格者・受給権者の順位と支給額は下表のとおりです。受給資格者のうち最優先順位の者が受給権者となることは遺族補償年金と同じです。

受 給 資 格 者		順 位	支 給 額 (平均給与)	
祖父母	生計維持関係のあった者 (55 歳未満) .....	6	1,000 日分	
	生計維持関係のなかった者 .....	13	〃	
父母	生計維持関係のあった者 (55 歳未満) {	養父母 .....	3	〃
		実父母 .....	4	〃
	生計維持関係のなかった者 {	養父母 .....	10	〃
		実父母 .....	11	〃
		実父母 .....	11	〃
兄弟姉妹	生計維持関係のあった者 (18 歳以上 55 歳未満) .....	7	〃	
	生計維持関係のなかった者 .....	14	〃	
職員	配偶者 {	生計維持関係のあった者 (55 歳未満の夫) .....	1	〃
		生計維持関係のなかった者 .....		
子	生計維持関係のあった者 (18 歳以上) .....	2	〃	
	生計維持関係のなかった者 .....	9	〃	
孫	生計維持関係のあった者 (18 歳以上) .....	5	〃	
	生計維持関係のなかった者 .....	12	〃	
その他主として生計維持関係のあった者	三親等内の親族 (18 歳未満 .....	8	700 日分	
	又は 55 歳以上 (配偶者の父母、伯叔父母、甥、姪等) その他の者 .....			
		8	400 日分	

### (5) 遺族特別支給金 (福祉事業)

遺族特別支給金は、遺族補償の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

遺族補償の受給権者の区分	支給額
遺族補償年金の受給権者	300 万円
遺族補償一時金の受給権者で、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	300 万円
遺族補償一時金の受給権者で、上記以外の者のうち、職員の死亡の当時 18 歳未満若しくは 55 歳以上の 3 親等内の親族又は第 7 級以上の等級の障害に該当する状態にある 3 親等内の親族	210 万円
遺族補償一時金の受給権者で、上欄に掲げる者以外の者	120 万円

#### (6) 遺族特別援護金（福祉事業）

遺族特別援護金は、遺族補償の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

遺族補償の受給権者の区分	支給額	
	公務災害	通勤災害
遺族補償年金の受給権者	1,735 万円	1,115 万円
遺族補償一時金の受給権者で、配偶者、子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹	1,735 万円	1,115 万円
遺族補償一時金の受給権者で、上記以外の者のうち、職員の死亡の当時 18 歳未満若しくは 55 歳以上の 3 親等内の親族又は第 7 級以上の等級の障害に該当する状態にある 3 親等内の親族	1,215 万円	780 万円
遺族補償一時金の受給権者で、上欄に掲げる者以外の者	695 万円	445 万円

（※令和 4 年 9 月時点）

#### (7) 遺族特別給付金（福祉事業）

遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者に対し年金として、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として、当該遺族補償の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は150万円にそれぞれ下表に掲げる率を乗じて得た額の範囲とされています。

##### 遺族補償年金の受給権者

遺族の人数の区分		率
1 人	① ②以外の場合	365 分の 153
	② 55 歳以上の妻又は総務省令で定める障害の状態にある妻	365 分の 175
2 人		365 分の 201
3 人		365 分の 223
4 人以上		365 分の 245

## 遺族補償一時金の受給権者

遺族補償一時金の受給権者の区分	率
遺族補償一時金の受給権者で、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	365分の1,000
遺族補償一時金の受給権者で、上記以外の者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は障害等級第7級以上の障害の状態にある3親等内の親族	365分の700
遺族補償一時金の受給権者で、上欄に掲げる者以外の者	365分の400

### (8) その他の補償

遺族補償前払一時金は、遺族の申出により遺族補償年金の一部を一時金として支給するものです。支給額は平均給与額の1,000日分の範囲内ですが、支給を受けた一時金の額に達するまで、遺族補償年金の支給は停止されます。

### (9) その他の福祉事業

上記のほか、奨学援護金、就労保育援護金の受給資格に該当する場合があります。詳しくは「福祉事業」の項を参照してください。

### (10) 請求（申請）手続

#### ア 遺族補償年金

遺族補償年金の支給を受けようとする者は、職員が死亡したとき所属していた任命権者を經由して基金支部へ「遺族補償年金請求書・遺族特別支給金申請書・遺族特別援護金申請書・遺族特別給付金申請書」（様式第14号）を提出しなければなりません。（業務規程第15条）

この請求書には、平均給与額算定書のほか、請求者が年金の受給権者であることと、後順位者が受給資格者であるために必要とされる職員の死亡当時の生計維持関係を証明できる書類など、年金の支給を受けるに当たって、その事実を立証できる書類を添付することになっています（詳しくはP.89添付書類一覧表を参照してください）。

また、受給権者が2人以上いる場合は、原則として、そのうち1人を代表者に選任し、その旨文書によって基金支部へ届け出なければなりません。（施行規則第31条）

支給決定通知は、受給権者に対し行われますが、受給権者が2人以上いる場合で、代表者を選任している場合には、代表者に対して行われます。なお、受給権者には支給決定通知とともに「年金証書」が交付され、支払いは各支給期月（毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月）に各支給期月の前月分までを、受給権者の預金口座に振り込むことにより行います。

## イ 遺族補償一時金

遺族補償一時金の支給を受けようとする者は、職員が死亡したときに所属していた任命権者を經由して基金支部へ「遺族補償一時金請求書・遺族特別支給金申請書・遺族特別援護金申請書・遺族特別給付金申請書」(様式第23号)に平均給与額算定書及び受給権者であることを証明する書類を添付して提出しなければなりません(P. 89添付書類一覧表参照)。この場合、一時金の受給権者が2人以上いる場合には、特に代表者の選任を予定していないので、一時金の額を等分して受給権者に支払われます。

## 7 葬祭補償

### (1) 補償の内容

職員が公務災害又は通勤災害により死亡した場合、請求により、その死亡した職員の葬祭を行う者に対し、葬祭補償が支給されます。(法第42条)

葬祭補償の額は、地方公務員災害補償法施行令(以下、施行令という。)第2条の2に基づき315,000円に平均給与額の30日分に相当する額を加算した額か、平均給与額の60日分に相当する額か、いずれかの高い額となります。(施行令第2条の2、同附則第1条の2)

次のいずれか高い額を支給する。

- ① 315,000円+平均給与額×30(日)
- ② 平均給与額×60(日)

葬祭補償は遺族補償と異なり、受給の順位というものはなく、現実に葬祭を行った者に支給されます。

### (2) 請求手続

葬祭補償の支給を受けようとする者は、葬祭補償請求書(様式第25号)に平均給与額算定書及び葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭の費用の負担者のわかる書類(例えば、会葬通知等)を、職員が死亡したとき所属していた任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

## 8 年金たる補償の受給権者の報告義務

### (1) 障害、遺族の現状報告

年金たる補償の受給権者は、年に1回、その年度の2月末までに、その障害、遺族の状況について、被災時の任命権者を經由して基金支部に報告しなければならない義務があります。(施行規則第36条)

傷病補償年金	障害の現状報告書（傷病補償年金）（様式第39号）
障害補償年金	障害の現状報告書（障害補償年金）（様式第40号）
遺族補償年金	遺族の現状報告書（様式第41号）

### (2) その他の報告

年金たる補償の受給権者は、(1)のほか、下表のとおり補償の種類に応じて、基金支部へ報告をしなければならない義務があります。

年金たる補償の受給権者の報告義務一覧表

補償の種類	義務の内容	様式	根拠規定
傷病補償年金	次に掲げる場合には届け出なければならない。 ① 負傷又は疾病が治った場合 ② 障害の程度に変更があった場合	① 治癒報告書（支部様式第14号） ② 指定なし（診断書を添付）	施行規則第37条1項
障害補償年金	障害の程度に変更があった場合は届け出なければならない。	障害補償変更請求書（様式第13号） ※障害程度診断書を添付	同上
遺族補償年金	次に掲げる場合には届け出なければならない。 ① 婚姻、養子、離縁等所定の事由により、権利が消滅した場合 ② 遺族の数に増減があった場合（死亡、一定の年齢に達したときなど）	指定なし（事実を証明する書類を添付）	同上
すべての年金	次に掲げる場合には届け出なければならない。 ① 氏名、住所、振込口座を変更したとき ② 死亡したとき（遺族が届け出ること。）	指定なし（事実を証明する書類を添付）	同上



添付書類一覧表

区分	提出書類	摘要
遺族補償年金	① 死亡診断書、死体検案書、検死調書 ② 戸籍謄本又は抄本 ③ 生計維持関係証明書 ④ 住民票の謄本 ⑤ 婚姻関係証明書 ⑥ 診断書 ⑦ 選任届 ⑧ 旧船員保険法、旧厚生年金法の遺族年金、旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金、厚生年金保険法の遺族厚生年金、国民年金の寡婦年金にかかる年金証書の写し ⑨ その他	① 添付書類中、認定請求と重複している場合は省略できる。 ⑤ いわゆる「内縁関係」の場合 ⑥ 遺族が障害等級7級以上の障害の状態にある場合 ⑦ 請求の代表者を選任した場合 ⑧ この請求と同一事由に基づく左記年金が給付されている場合
遺族補償一時金	① 死亡診断書、死体検案書、検死調書 ② 戸籍謄本又は抄本 ③ 婚姻関係証明書 ④ 生計維持関係証明書 ⑤ 主として職員の収入によって生計を維持していた証明書 ⑥ 遺言又は予告たる証明書 ⑦ その他	① 添付書類中、認定請求と重複している場合は省略できる。 ④ いわゆる「内縁関係」の場合 ⑤ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の場合 ⑥ 請求者が死亡職員の遺言又はその任命権者に対する予告により特に指定された者である場合

## V 福祉事業

### 1 福祉事業

公務災害又は通勤災害を受けた職員は、必要に応じて福祉事業を受けることができます。  
(法第47条)

福祉事業は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業と、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業の二つで行われています。福祉事業は、補償と違い基金として義務的なものではありませんが、被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上のため必要と考えられるものなので、一定要件を備える者にはすべて等しく実施することとされています。

### 2 福祉事業の種類及び内容

福祉事業の種類及び内容は次のとおりです（休業援護金については休業補償の項を、傷病特別支給金・傷病特別給付金については傷病補償年金の項を、障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金については障害補償の項を、遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金については遺族補償の項を、それぞれ参照してください。）。

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
外科後処置 (施行規則第38条) (業務規程第27条)	障害等級表に該当する程度の障害が存する者のうち、次の処置が必要とされる者 1 義肢装置のための断端部の再手術 2 義眼の装かん 3 局部神経症状の軽減のための処置 4 醜状軽減のための処置 (なお、医療効果の期待される醜状軽減のための処置は、原則として療養補償) 5 理事長が特に必要であると認める処置	1 次に掲げるもので、外科後処置上相当と認められるもの (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他看護 (6) 移送 2 入院を伴う外科後処置を受ける場合は、当該入院の期間に係る日当として、1日につき850円を支給
補装具 (施行規則第38条) (業務規程第27条の2)	障害等級に該当する程度の障害が存する場合 なお、負傷箇所の一部が治癒してその部分に補装具の装着を必要とする場合等には、療養中でも支給できる。	(1) 補装具は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車いす、収尿器、歩行補助つえ、その他基金が必要と認める補装具 (2) 補装具が、き損又は適合しなくなった場合は、修理を行う。 (3) 補装具が滅失又は修理を適用としなくなった場合は、再支給を行う。 (4) 補装具の支給、修理、再支給を受けるため旅行する場合は、旅行費を支給する。

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
		(5) 支給、修理又は再支給は、種目、型式、材質等の区分に応じ、障害者自立支援法第76条に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」別表に定める額の100分の103に相当する額の範囲内で行う。
リハビリテーション (施行規則第38条) (業務規程第27条の3)	障害等級に該当する程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要とされる者	(1) 機能訓練、職業訓練その他相当であると認められる訓練とし、このうち、基金の指定する施設において行うことが困難なものについては、これに必要な訓練指導料、食事料等の費用を支給できる。 (2) リハビリテーションを受けるため旅行する場合は、旅行費を支給する。
アフターケア (施行規則第38条) (業務規程第27条の4)	<p>1 一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で、障害等級に該当する程度の障害が存する者</p> <p>2 頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害又は腰痛を有する者で、障害等級に該当する程度の障害が存する者</p> <p>3 せき髄を損傷した者のうち、障害等級に該当する程度の障害が存する者</p> <p>4 尿道狭さくを有する者又は尿路変向術を受けた者で障害等級に該当する程度の障害が存する者</p> <p>5 白内障の眼疾患を有する者</p> <p>6 慢性のウイルス肝炎となった者で障害等級に該当する程度の障害が存する者</p> <p>7 慢性の化膿性骨髄炎となった者</p> <p>8 振動障害を有する者で障害等級に該当する程度の障害が存する者</p> <p>9 人工関節又は人工骨頭に置換した者で障害等級に該当する程度の障害が存する者</p> <p>10 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者</p> <p>11 心・血管疾患に罹患した者又はペースメーカー若しくは除細動器を植え込んだ者で障害等級に該当する程度の障害が存する者</p> <p>12 尿路系腫瘍を有する者</p> <p>13 熱傷の傷病者で障害等級に該当する程度の障害が存する者</p>	次に掲げるもので、アフターケアの実施上相当と認められるもの(各疾病に、診察、薬剤等の回数、種類等が定められている) (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他看護 (6) 移送

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
	14 外傷により末梢神経を損傷して激しい疼痛を有する者で第12級以上の障害に該当する障害が存するもの 15 精神疾患等により患した者 16 心臓弁を損傷した者、心膜の病変を有する者若しくは人工弁に置換した者で障害等級に該当する程度の障害が存する者又は人工血管に置換した者 17 呼吸機能障害を有する者で障害等級に該当する程度の障害が存する者 18 消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害若しくは膵機能障害を有する者又は消化器ストマを造設した者で障害等級に該当する程度の障害が存する者	
在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業 (施行規則第38条) (業務規程第28条の3)	傷病補償年金の受給権者又は障害の程度が第3級以上の障害等級に該当する障害補償年金の受給権者であって、現に居宅において介護を受けている場合、介護人を派遣し介護等の供与を行う。 ただし、次のものは対象に含めない。 ・ 入院治療を要する者又は伝染性疾患を有する者 ・ ホームヘルパー等に対し暴行脅迫等の非行を行った者又は行うおそれのある者	(1) 介護等の内容 ・ 入浴、排せつ、食事等の介護 ・ 調理、洗濯、掃除等の家事 ・ 生活等に関する相談及び助言 ・ 外出時における移動の介護 ・ 上記に掲げる介護、家事等に付帯する便宜の供与 (2) 介護の供与等の回数 1回の利用時間は3時間（1日3回まで）で、8週間毎に24回利用することができる。 (3) 費用の負担 ホームヘルパー等の賃金相当額の3割相当額を負担する。 なお、自己負担額は介護補償で請求できる。
奨学援助金 (施行規則第38条) (業務規程第29条)	年金たる補償の受給権者で次のいずれかに該当するもの（次のいずれかに該当するに至った日における当該年金たる補償に係る平均給与額が16,000円を超える者を除く。）に対し支給する。 1 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園を除く。）又は同法第124条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高校課程と同等以上のものであると理事長が認めたものに限る。）に在学する者（以下「在学者」という。）又は職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設（以下、	(1) 支給期間 支給すべき事由が生じた月の翌月（左支給すべき事由に該当するに至った日の属する月の前月の末日において、年金たる補償の受給権者となっていた者にあつては、支給すべき事由に該当するに至った日の属する月）から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わる。

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
	<p>「公共職業能力開発施設」という。)において職業訓練を受ける者若しくは同法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練又は指導員訓練を受ける者であつて、学資等の支弁が困難であると認められるもの。</p> <p>2 遺族補償年金の受給権者のうち、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該職員の子である在学者等と生計を同じくしている者であつて、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。</p> <p>3 障害補償年金の受給権者（障害等級第1級から第3級に該当する者に限る。）のうち、在学者等であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの。</p> <p>4 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、在学者である子と生計を同じくしている者であつて、当該在学者に係る学資の支弁が困難であると認められるもの。</p>	<p>(2) 支給額</p> <p>① 小学校又は特別支援学校の小学部の在学者 月額12,000円</p> <p>② 中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の在学者 月額16,000円</p> <p>③ 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程の在学者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者 月額18,000円</p> <p>④ 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程の在学者又は公共職業能力開発施設において職業訓練（上記③に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において職業訓練又は指導員訓練を受ける者 月額39,000円</p>
<p>就労保育援護金 （施行規則第38条） （業務規程第29条の2）</p>	<p>年金たる補償の受給権者で次のいずれかに該当するもの（次のいずれかに該当するに至った日における当該年金たる補償に係る平均給与額が16,000円を超える者を除く。）に対し支給する。</p> <p>1 遺族補償年金の受給権者で未就学の児童である者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため児童福祉法第39条に規定する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園等（以下「保育所等」という。）に預けられている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの。</p>	<p>(1) 支給期間 奨学援護金と同様</p> <p>(2) 支給額 保育所等に預けられている者一人につき月額12,000円</p>

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
	<p>2 遺族補償年金の受給権者で、職員の死亡の当時当該職員の収入によって生計を維持していた当該職員の未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの。</p> <p>3 障害補償年金の受給権者（障害等級第1級から第3級に該当するものに限る。）で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの。</p> <p>4 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの。</p>	
<p>長期家族介護者援護金 （施行規則第38条） （業務規程第29条の19）</p>	<p>1 次の①～③の要件をすべて満たして死亡した者（以下「要介護年金受給権者」という。）の遺族が対象となる。</p> <p>① 死亡の当時次のア又はイのいずれかに該当する、傷病等級第1級である傷病補償年金の受給権者又は障害等級第1級である障害補償年金の受給権者であること</p> <p>ア せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要する者であること</p> <p>イ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要する者であること</p> <p>② ①の年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から10年を経過した日以後に死亡した者であること</p> <p>③ その死亡の原因が遺族補償の対象とならないこと</p> <p>2 長期家族介護者援護金を受けることができる遺族は、「1」に該当する者のうち次に掲げる者で、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入により生計を維持しており、生活に困窮していると認められる者に支給する。</p>	<p>支給額は100万円で、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族に一時金として支給される。</p> <p>支給を受けることのできる者が2人以上あるときは、100万円をその人数で除して得た額をそれぞれ支給することとなる。</p>

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
	① 妻又は60歳以上若しくは一定の障害の状態にある夫 ② 一定の障害の状態にある子 ③ 60歳以上又は一定の障害にある父母 ④ 一定の障害の状態にある孫 ⑤ 60歳以上又は一定の障害の状態にある祖父母 ⑥ 60歳以上又は一定の障害の状態にある兄弟姉妹 ⑦ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹 ※ このうち長期家族介護者援護金を受けることができる遺族の順位は上記①～⑦の順で、最も順位が高い者が支給を受けることができる。	

◆ 現状等に関する報告

奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受けている者は、毎年1回、4月1日から同月末日までの間に、在学証明書等の所要の資料を添えて「奨学援護金の支給に係る現状報告書」(様式第52号)又は、「就労保育援護金の支給に係る現状報告書」(様式第53号)を支部長に提出しなければなりません(報告書様式は当基金支部から送付します。)

### 3 福祉事業の申請手続

福祉事業の支給を受けようとする者は、それぞれの事由により次の申請書を、任命権者を經由して基金に提出してください。

- (1) 福祉事業(外科後処置、アフターケア)申請書(様式第42号)
- (2) 福祉事業(リハビリテーション)申請書(様式第43号)
- (3) 福祉事業(補装具)申請書(様式第44号)
- (4) 福祉事業(在宅介護を行う介護人の派遣)申請書(様式第46号)
- (5) 福祉事業(奨学援護金)申請書(様式第47号)
- (6) 福祉事業(就労保育援護金)申請書(様式第48号)
- (7) 福祉事業(長期家族介護者援護金)申請書(様式第49号の2)
- (8) 福祉事業(旅行費)申請書(様式第50号)

なお、障害特別給付金、遺族特別給付金等の申請書は、各補償の請求書と同一様式になっています。

## VI 平均給与額

### 1 平均給与額の意義及び添付資料

平均給与額は、被災職員の1日の給与の平均額を意味するものであり、災害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き、平均給与額を基礎として、これに一定の割合又は日数等を乗ずることによって決められることになっていますので、平均給与額は誤りなく計算されなければなりません。

この平均給与額の算定は、基金支部においてではなく、被災職員の所属する、あるいは所属した部局等においてなされるものですから、公務災害担当者は、細心の注意を払って算定する必要があります。

なお、平均給与額算定書の内容を基金支部で確認するため、任命権者は次のような資料を平均給与額算定書に添付する必要があります(これらの算定基礎資料は、補償事由が発生した時点で必要となるのですが、災害発生日の属する月及び前3か月に係る資料も必要となりますので、当該算定が必要になると思われる事案については、必ず保管をしておいてください。)

#### (1) 給料表

算定書に記載されている給料の金額が確認できる給料表の写し(給料を記載する欄が5カ所あるので、それぞれ適用される給料表が異なれば、適用されている全ての給料表を添付する必要があります。)

#### (2) 給与支給明細書

算定書に記載されている給与の金額が確認できる給与支給明細書の写し(時間外手当等実績に基づいて翌月支給される手当がある場合翌月分まで)

#### (3) 諸手当の算定資料

諸手当がある場合には、その算定の基準を明らかにする資料(条例等の写し、時間外・特殊勤務等命令簿の写し、諸手当の単価が明らかになる資料)

#### (4) 給与改定の算定資料

算定の基礎になった給与が遡及して改定された場合、その改定の基準を明らかにする資料(平均給与額算定時現在において、改定がまだ確定していない場合は、確定した段階で再計算を行い、その差額が支給されます。)

#### (5) 勤務した日数を明らかにする資料

給与支給の対象となる日数が確認できる資料(出勤簿の写し)

#### (6) その他必要と思われる資料



## 2 給与の種類

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類としては、給料(給料の調整額及び教職調整額を含む。)、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当があります。(法第2条第5項)

ただし、寒冷地手当に相当するもの以外の3月を超える期間ごとに支給されるもの及び臨時に支給される期末手当及び勤勉手当は除かれます。

なお、法施行令第1条に規定する常勤的非常勤職員の場合の給与は、前記の給与に相当する給与とされています。

### 3 平均給与額の算定方法の組合せ

平均給与額は、最低保障額及び年金たる補償に係る平均給与額の自動改定を除き、いくつかある計算方法のいずれか1つの計算方法を用いて算出すればよいというものではなく、個々の事例により、任用あるいは給与等の形態によって、いずれかの計算方法がいくつか組み合わせられ、そのうちで最も有利な計算方法で決定されます。

この算出方法の組合せを表示すると、次のとおりとなります。

適用条項等 ケース	1	2	3	4	5	6	7
	支外給給 給・与与 なし日の 額場の (額全部 特合部 勤(が基 手間本 当間等	てが給 い日与 る額の 場等全 合で部 支又は 払はわ れ部	期の過 間た去 がめ3 あ勤月 る務間 場でき 合な養 ない等	あ過 る去 場3 合月 間が無 給で	き療過 な養去 か等3 つた月 た間の 場ため 合勤全 務部が	に採用 災害の を日の 受け属 たす 場合月	け採用 た場の 日に 災害を 受
原則計算 (A) (法第2条第4項本文)	○	○	○				
最低保障計算 (B) (法第2条第4項ただし書き)		○					
控除計算 (C) (法第2条第6項)			○				
採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算 (D) (規則第3条第1項)				○	○	○	
採用の日に災害を受けた場合 (E) (規則第3条第2項)							○
比較計算 (F) (規則第3条第3項)	○	○	○	○	○	○	○
最低保障額(年金以外) (K) (規則第3条第6項)	○	○	○	○	○	○	○
最低・最高限度額 (年金及び休業補償) (L) (法第2条第11項又は13項)	○	○	○	○	○	○	○

#### (留意事項)

- ◆ 災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合には、上記計算の他に「規則第3条第4項による計算」(G)を行います。
- ◆ 一つの事案において、ケース2と3、ケース2と6が競合する場合、該当するすべての計算を行うこととなります。
- ◆ (A)、(B)、(C)…(L)は平均給与額算定書の項目に該当します。

#### 4 算定方法

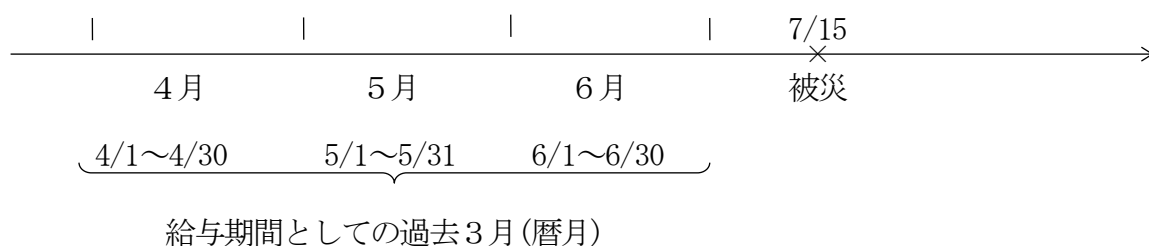
具体的な算定に当たっては、平均給与額算定書を用いて次のとおり行ってください。

- (1) まず、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与」の欄、「①災害発生の日における基本的給与の月額」の欄及び「②補償事由発生日における基本的給与の月額」の欄を記入します。

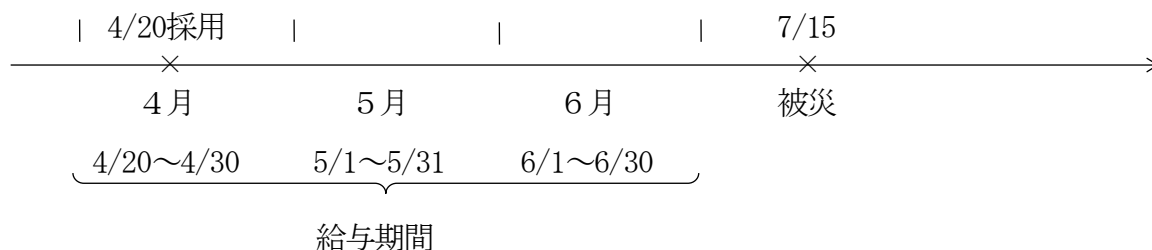
##### ア 給与期間

原則として、過去3月間について暦月ごとに記入すること。

##### 例1



##### 例2



##### イ 総日数

過去3月間の総日数とは、週休日その他勤務を要しない日を含む暦日数であり、この過去3月間の途中で採用された職員については、その採用された日以降の暦日であること。

上記の { 例1の総日数は、91日(30+31+30)  
例2の総日数は、72日(11+31+30)

##### ウ 勤務した日数

勤務した日数は、過去3月間において現実に勤務した日だけでなく、年休などの有給休暇や国民の祝日のように勤務はしないが、勤務した場合と同様に給与が支給される日も含まれること。

ただし、土日等勤務を要しない日及び振替日、欠勤等で給与支給対象とならない日は除

きます。

## エ 控除日数

この欄には、過去3月間に職員の責めに帰すことのできない事由等により勤務することができなかつた日等がある場合にその日数を記入すること。

具体的には、次のいずれかに該当する日数を記入します。

- (ア) 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかつた日(年次休暇等であっても療養のために勤務することができなかつたと認められるすべての日を含む。)
- (イ) 被災職員が、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前から出産後8週間以内において勤務しなかつた日
- (ウ) 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
- (エ) 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日
- (オ) 地方公共団体等の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日
- (カ) 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日
- (キ) 親族の傷病の看護のため勤務することができなかつた日
- (ク) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかつた日

なお、上記の日数には、土日等勤務を要しない日等であっても、上記の事由に該当していれば含まれます。

また、1日の一部が上記の事由に該当する場合(時間単位の病気休暇等)も、その日を全く勤務しなかつたものとして記入します。

## オ 給与

職員に支払われた給与のうち、次の(ア)～(オ)に留意した上で、平均給与額の算定の基礎となる給与の額を各月ごとに記入すること。

- (ア) 臨時的給与である期末手当・勤勉手当は含まれないこと。
- (イ) 給与の調整額及び教職調整額も含めること。
- (ウ) 時間外手当等で勤務した月の翌月に支払われる給与についても勤務した月に支払われた給与として取り扱うこと。
- (エ) 寒冷地手当が支給されていても、この欄には含まれないこと。
- (オ) 遡及して給与改定が行なわれている場合、改定後の金額を記入すること。

## カ 備考

この「備考」の欄には、給与期間中に、採用の日があるとか、私傷病により勤務できなかった日などがある場合や定昇及び死亡特昇などがあった場合には、その理由や日(又は期間)を記入すること。

## キ 補償事由発生日

補償の種類ごとに次のとおりです。

休業補償…療養のため勤務することができず、給与を受けない日

傷病補償…療養開始後1年6か月を経過した日以後において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日

障害補償…負傷又は疾病が治り障害等級に該当することとなった日

遺族補償、葬祭補償…死亡した日

(2) (1)で記入した内容に基づき、(A)欄から(L)欄までの計算等を行い平均給与額を算定します。事案ごとの、具体的に記入すべき欄については、「3 平均給与額の算定方法の組合せ」を参照してください。以下、具体的に各欄の計算方法を説明します。

## ア (A)欄…原則計算

この欄は、平均給与額の原則計算を行う欄であり、寒冷地手当の欄については、寒冷地手当が支給されている場合にのみ記入してください(なお、平成16年10月に寒冷地手当法が改正されており、改正前の寒冷地手当は、総額÷365日により算定します。)

過去3月間に支給された給与の総額		小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める	
(A) 法第2条第4項本文による金額		寒冷地手当	
(給与総額)	(総日数)	災害発生の日属する月の前日の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額	
円 ÷	=	円 × 5 ÷ 365 =	円 銭 (ロ)
	円 銭 (イ)		
		(イ)+(ロ) =	円 銭
過去3月間の総日数		銭単位まで記入する	

## イ (B)欄…最低保障計算

この欄は、過去3月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合における最低保障計算を行うもので、その計算方法は次のとおりです。

過去3月間に支給された時間外手当・宿日直手当・日額特勤手当等の合計額

小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

(B) 法第2条第4項ただし書による金額					
日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額	(勤務した日)				
円 ÷		× 60/100	=	円	銭 (ハ)
(その他の給与の総額)	(総日数)		=	円	銭 (ニ)
円 ÷					
		(ロ) + (ハ) + (ニ) =	円	銭	

(A) 欄で計算した寒冷地手当の額

銭単位まで記入する

過去3月間に支給された給与総額から、日・時間又は出来高払制によって定められた給与を減じた額

ウ (C) 欄・控除計算 控除日数の欄に記入がある場合に計算を行います。

この欄は、過去3月間に職員の責めに帰すことのできない事由等により勤務することができなかつた日等がある場合に、その日数及びその間の給与を控除して計算するものです。

時間外手当・宿日直手当・日額特勤手当等を除いた額

減額された場合に記入

(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)					
(寒冷地手当の額)	(控除日の属する月の給与の月額)	(その月の総日数)	(控除日数)	(減額された給与の額)	
$\frac{\times 5}{365}$	+	÷	×	-	= 円 銭 (ホ)
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)					円 銭 (ヘ)
		(ホ) + (ヘ) =	円	銭 (ト)	
(寒冷地手当の額)	(総日数)	(給与総額)	(ト)		
$\frac{\times 5}{365}$	×	-	-	円	銭
(総日数)	(控除日)			=	円 銭
日	-	日			

小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

過去3月間に支給された時間外手当・宿日直手当・日額特勤手当等の合計額(控除日に支払われたものを除く)

勤務した日数に控除日が含まれている場合(年休等)控除日数を差し引いた日数

(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書き計算)					
日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)	(勤務した日数(控除日を除く))				
円 ÷		× 60/100	=	円	銭 (チ)
(寒冷地手当の額)	(総日数)	(その他の給与の総額)	(ホ)	円	銭
$\frac{\times 5}{365}$	×	+	-		
(総日数)	(控除日数)			=	円 銭 (リ)
日	-	日			
		(チ) + (リ) =	円	銭	

過去3月間に支給された給与総額から、日・時間又は出来高払制によって定められた給与を減じた額

(C) 欄で計算した(ホ)の金額

エ (D)欄…採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算

この欄は、①給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合、②控除事由の日が過去3月間の全日数にわたる場合、③採用の日の属する月に災害を受けた場合における計算方法です。

これらの場合には、支払われた給与の総額を、算定期間(①の場合には、その期間経過後初めて給与を受けるに至った日から災害発生日までの期間、②の場合には、控除事由のやんだ日から災害発生日までの期間、③の場合には、採用の日から災害発生日までの期間)の総日数で除して算出することになります。

$$\left\{ \left( \text{月額で定められている給与} \times \frac{\text{算定期間の総日数} - \text{その期間の勤務を要しない日の日数}}{\text{算定期間の属する月の総日数} - \text{その月の勤務を要しない日の日数}} \right) + \text{時間外勤務手当、宿日直手当等} \right\}$$

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)

円 ÷ = 円 銭

算定期間の総日数

少数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

オ (E)欄…採用の日に災害を受けた場合の計算を行うもので、災害発生日において給与法令上その職員について決定されている給与の額を30で除して得た額(基本的給与)を求めます。

計算方法は次のとおりです。

ただし、給与が日額で定められている常勤的非常勤職員の場合は、①欄に記入した給与日額に21を乗じて得た額を30で除して得た額になります。

(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)

円 ÷ 30 = 円 銭

災害発生日における基本的給与の月額 (①の金額を転記)

少数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

カ (F)欄…比較計算 全ての事案において行います。

これまでの計算は、災害発生の時点において行うものであり、災害発生時に行う補償の基礎としては妥当なものといえることができます。しかし、災害発生から数年後に補償事由が生じた場合等においても、これまでの計算で求めたものを基礎とする方法は、その間のベースアップ等を考えると、必ずしも妥当なものとはいえず、他との均衡上公正を欠く場

合も生じます。

そこで、(F)欄では、これらの不均衡を防止するために、補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与(②に記入の額)を30で除して得た額を求めます。

計算方法は次のとおりです。

なお、常勤的非常勤職員の取扱いについては、(E)欄と同様になります。

(F)規則第2条第3項による金額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 =	円 銭
---------------------------------	----------	-----

補償事由発生日における基本的給与の月額  
(②の金額を転記)

小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

キ (G)欄…災害発生の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算

災害発生の日に年金の支給事由が生じた場合、その平均給与額は、以後補償の事由の発生日の区分ごとに国家公務員の給与水準の変動に応じ、総務省の告示によるスライド率に応じ自動的に改定されます。

一方、災害発生後相当期間経過後に補償事由が生じた場合には、通常は被災時における平均給与額が補償事由発生日における平均給与額より高くなることの方が多いので、上記の者に対して、補償事由発生までの間、年金スライド率が反映されない分だけ不均衡が生じることが考えられます。

このことから、災害発生の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合において、補償事由発生日における平均給与額が、災害発生の日において補償を行うべき事由が生じたものとみなした場合に得られることとなる平均給与額に、年金スライド率を乗じて得た額を平均給与額とすることになります。

(G)規則第3条第4項による金額
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)
円 ÷ 30 = 円 銭 (又)
(又)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額
(ル) 円 銭 (総務大臣が定める額)
円 銭 × = 円 銭

小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める  
平均給与額のスライド率(総務省の告示により示される)

ク (K)欄…最低保障額

この欄には、年金たる補償以外の補償を請求する場合に、平均給与額の最低保障額(規則第3条7項の規定に基づき総務大臣が定める額)を記入してください。



ケ (L)欄…最低限度額及び最高限度額

年金たる補償に係る平均給与額及び療養の開始後1年6か月の経過した日以後に支給事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、当該職員の年齢に応じて最低限度額及び最高限度額が設けられています。

年金たる補償及び療養の開始後1年6か月の経過した日以後に支給事由が生じた休業補償を請求する場合には本欄を記入する必要があります。

補償を支給すべき月の属する年度の4月1日現在の年齢  
(遺族補償年金の場合、被災職員が生存していると仮定した年齢)

(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢		歳
最高限度額 円	最低限度額 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

昭和62年1月31日以前に年金たる補償を受ける権利を有している者のみ。

- (3) 平均給与額の決定に当たっては(2)で行ってきた各種計算方法のうち最も高い額を採用します。各欄の計算のなかでは、小数点以下第2位(銭単位)まで求めていましたが、最終的に平均給与額として決定する際に、円未満を切り上げて平均給与額とします。

なお、年金たる補償及び療養の開始後1年6か月の経過した日以後に支給事由が生じた休業補償を請求する場合には、各種計算方法のうち最も高い額と(L)欄の最低限度額及び最高限度額とを比較し、最低限度額に満たない場合には最低限度額を、最高限度額を超えてしまうときは最高限度額を平均給与額とします。

また、年金たる補償以外の補償を請求する場合には、各種計算方法のうち最も高い額と(K)欄の最低保障額とを比較し、最低保障額に満たない場合には最低保障額をもって平均給与額とします。

## VII 第三者加害事案

### 1 第三者加害事案とは

第三者の行為が原因となって生じた公務上の災害や通勤による災害のことをいいます。

「第三者の行為によって災害が生じたこと」、かつ「民法の不法行為が成立すること」の2つの要件が成立する場合に、「第三者加害事案」として取り扱うこととなります。

《主な事案》

交通事故、同僚が運転する車に同乗中の自損事故、殴打事故、公務執行妨害事案、飼犬による咬傷事案

#### 【通常の事案との違い】

被災職員は、基金に補償を請求する権利とは別に加害者である第三者に損害賠償の請求をする権利の二つの権利を有する。



基金への療養補償請求を行わないのが原則

基金からの補償（災害補償制度上の補償）と第三者からの補償（民事上の損害賠償）は、二重補填とならないよう、基金では、「求償」・「免責」により調整を行う。（法第59条）

### 2 第三者とは

「被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のもの」とされています。

実際には、当該災害をもたらしたことによって、民事上の損害賠償の責任（不法行為責任）を負う者のことをいいます。

《第三者は1人？》

第三者は必ずしも1人とは限りません。例えば、加害者が業務中であれば、雇主も使用者としての責任があるので、加害者本人と雇主が第三者となります。また、自動車の運転手と所有者が異なる場合も、運転手と所有者が第三者となります。

**【第三者に当たらないもの】**

- ①被災職員自身
- ②被災職員の所属する地方公共団体（公用車に自賠償保険の適用がある場合は、例外として第三者加害事案として取り扱う。）
- ③地方公務員災害補償基金

**【第三者に当たるもの】**

- ① 不法行為者（民法第 709 条）…………… 加害者本人
- ② 責任無能力者の監督者（民法第 714 条）…………… 親権者等
- ③ 使用者及び事業監督者（民法第 715 条）…………… 雇主、会社、工場長、支店長等
- ④ 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第 717 条）  
…………… 柱が腐食していたために、崩壊した家屋の家主等
- ⑤ 動物の占有者及び保管者（民法第 718 条）…………… 犬の飼い主等
- ⑥ 運行供用者（自動車損害賠償保障法（以下、自賠法という。）第 3 条）  
…………… 交通事故の加害者、自動車の所有者、雇主等
- ⑦ 国又は地方公共団体（国家賠償法第 1 条、第 2 条）

### 3 不法行為とは

第三者加害事案に当たるかどうかを検討するためには、不法行為が成立するかどうかを検討することになります。

次の 4 要件の全てを満たす場合には、不法行為が成立し、第三者加害事案として取り扱います。

◆ 第三者に故意又は過失があること

◆ 権利又は法律上保護される利益が、その行為によって違法に侵害されたこと

柔道訓練中の怪我等、スポーツ行為中の怪我は正当行為として認められ、違法性が阻却されるため、不法行為とはなりません。

### ◆ 第三者に責任能力があること

#### 《未成年者の責任能力》

未成年者の場合には、**小学校を卒業する12歳くらいの年齢になれば、一般的に責任能力はありと考えられますが、実際には単に年齢のみで判断するのではなく、当該未成年者に自己の行為によって他人に損害を与えるであろうことを判断できる能力があるかどうかを個別に検討した上で、責任能力を判断することになります。**

なお、当該未成年者に責任能力がないとされた場合には、親権者等に損害賠償責任が生じます。

### ◆ 加害行為と結果発生との間に相当因果関係があること

#### 《非接触事故における因果関係》

職員が自転車で通勤中、前方より進行してきた車両とすれ違った際、恐怖心から平衡感覚を失い転倒負傷したような、非接触事故により災害が発生した場合に、車両の運転者に**不法行為責任が生じるかが問題となります。**

一般的に、Aの行為があれば通常Bの結果が生じるという程度まで因果関係が認められること、つまり相当因果関係があると認められることが必要となります。実際に、最高裁の判決でも**非接触事故でも相当因果関係を認めています。**しかし、どのような場合に相当因果関係が認められるかについては、個々の判例を参考に判断することとなります。

#### 《心神喪失者の場合》

心神喪失者については、民法により責任能力はないものとされているため、第三者とは認めることはできません。しかし、その場合でも**保護者等の法定の監督義務者が損害賠償責任を負うこととなります。**なお、監督義務者は、加害行為の場にいらないという理由で、責任を免れることはありません。

一方で、精神科病院に入院していたところ、病院の医師に加害行為を行った場合のような、法定の監督義務者に代わって監督する者（代理監督者）の監督すべき範囲において、当該監督の瑕疵により災害が発生した場合には、**代理監督者（この場合は病院長）に損害賠償責任が生じる可能性があります。**

【不法行為に当たるものの例】

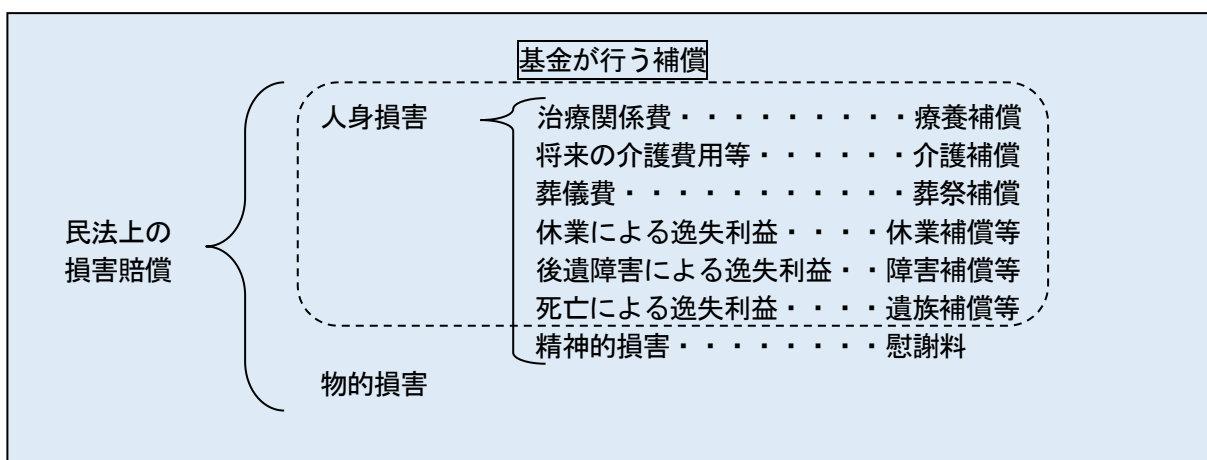
- ① 対向車がセンターラインを越えて走行してきて衝突した
- ② 来所した住民が、被災職員の職務に関して暴力行為を行った
- ③ 住民宅を訪問し、リビングに入ったところ、いきなり飼い犬に噛みつかれた

【不法行為に当たらないものの例】

- ① 柔道の試合中に投げられて負傷した
- ② 信号待ちで停車していた車両に追突し、職員が負傷した  
(相手方に急停車等の過失がない場合)

#### 4 損害賠償における損害の範囲

基金が行う補償は人身損害に限られるため、民法上の不法行為責任に基づく損害賠償とは、必ずしも同一ではありません。



物的損害と精神的損害は、公務災害補償制度における補償の対象とはなりません。したがって、補償先行（加害者から損害賠償を受ける前に、基金からの補償を受けること）の場合であっても、被災職員は第三者に当該損害の請求をすることができます。

ただし、請求の過程で示談を締結する必要があるときには、求償の問題があるので、必ず基金と相談をしてください。

#### 5 示談先行と補償先行

示談とは、加害者が被害者に対して損害賠償として一定額の支払を約束し、被害者は、その支払を受けることにより、それ以上の賠償については以後加害者に一切請求しないということを合意することをいいます。

いったん示談をすると錯誤、詐欺又は強迫の場合を除いてはやり直しが困難なので、慎重に行う必要があります。

### (1) 示談先行

基金が補償を行わずに、被災職員又はその遺族が第三者から損害賠償を受けることをいいます。さらに、示談先行の場合には、免責の事務処理を行うことになります。

第三者加害事案においては、原則として「示談先行」となります。

#### 【「示談先行」とする場合】

下記2パターンの場合には、原則「示談先行」とする。(P.112 選択チャート参照)

##### ① 被災職員に過失がない場合で、

ア 第三者に支払能力がある。

又は

イ 第三者が保険に加入しており、被災職員の被った損害が支払限度額内で納まる。

##### ② 被災職員にも過失がある場合で、

ウ 交通事故事案において、被災職員の受けた損害が、自賠責保険の支払限度額(120万円)以内で納まる。

### (2) 補償先行

被災職員又はその遺族が第三者から損害賠償を受ける前に、基金が補償を行うことをいいます。さらに、補償先行の場合には、過失割合に応じて基金が第三者への求償(損害賠償の請求)を行うことになります。

「補償先行」の取り扱いをするのは、原則として次の場合です。

ア 事故の発生原因が同僚の職務上の行為である場合(同僚加害)

※ なお、同僚加害の場合には、求償は行いません。

#### 【例外】補償先行にならない同僚加害について

同僚の運転する公用車に同乗していた際に自損事故に遭った場合には、「示談先行」となりません。

(理由)

交通事故では、原則、自賠責保険又は任意保険から治療費等の支給を受けることが出来るので、「示談先行」とし、保険会社から損害賠償を受けることになります。

イ 被災職員にも過失があり、過失相殺した結果、被災職員の被った損害に対する賠償の全額を第三者から受け取ることができない場合

【事例】自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがあり、かつ、被災職員：加害者の過失割合が10：90など被災職員にも過失がある場合

→ この場合、職員の過失である10%相当の損害については、第三者から受け取ることが出来ないため、まず基金が全額補償を行い（補償先行）、第三者の過失である90%相当分について、第三者に求償します。

→ ただし、損害総額\*（治療費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがない場合には、職員に過失があっても、自賠責保険で全額補償が行われます。したがって、示談先行扱いとなります（被災職員に7割以上の過失がある場合を除く）。

ここでいう損害総額には、治療費以外の損害額も含むことに注意してください。

ウ 第三者に損害賠償の支払い能力がない場合

<支払い能力がないとされる可能性がある場合>

① 第三者が任意保険未加入で、かつ、損害総額（治療費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがある場合

※ ただし、被災職員に過失がない場合は除きます。

② 自転車による事故で、第三者が保険未加入で、かつ、傷病が重症な事案の場合

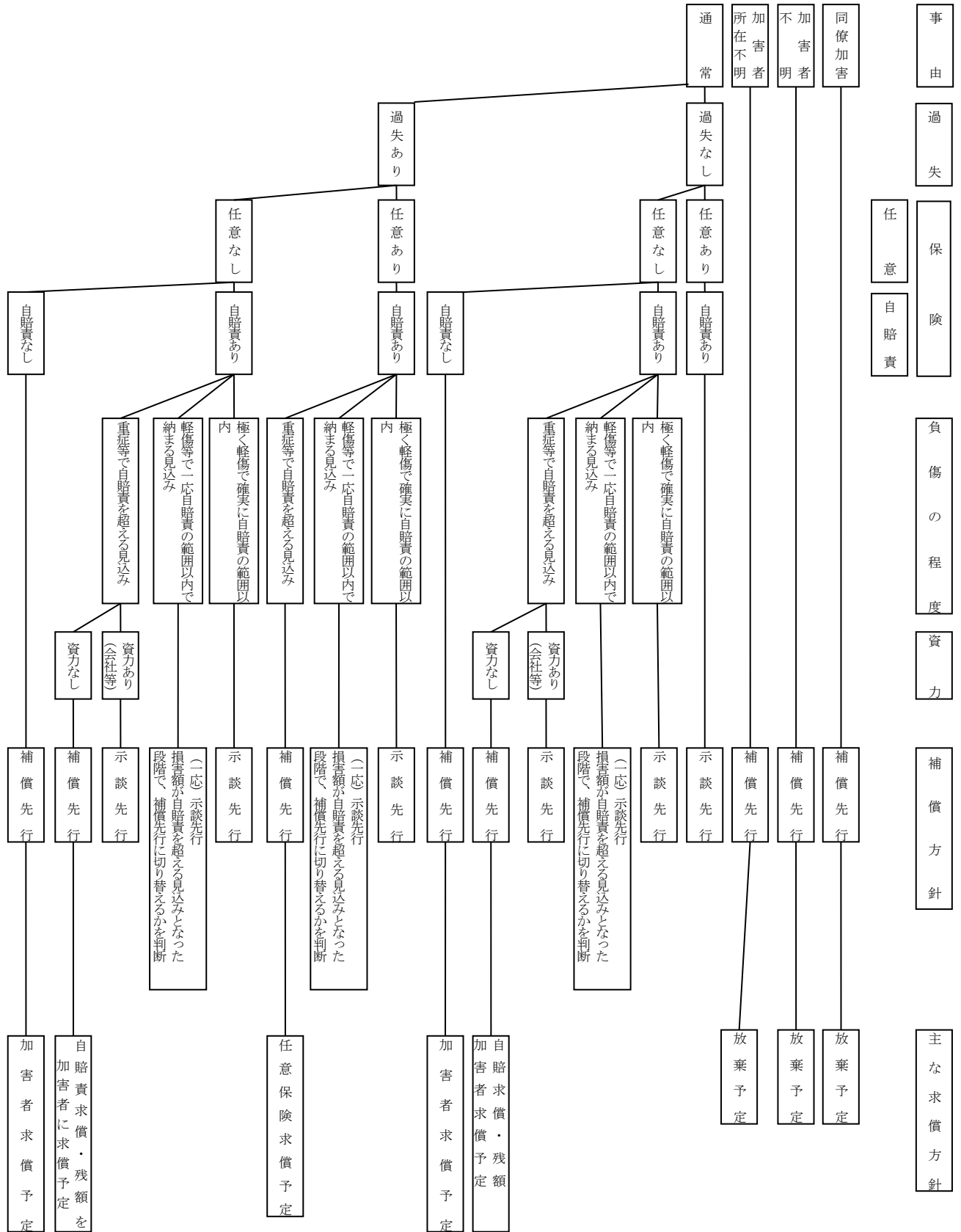
③ 上記のほか、第三者に資力がない場合

エ 第三者との示談交渉が不調の場合

示談交渉が不調の場合でも、第三者に対して、基金から後日過失割合に基づいた求償が行われることを伝達するようにしてください。

オ 第三者が不明の場合又は、第三者の所在が不明の場合

◆ 療養補償等に係る示談先行・補償先行の選択チャート

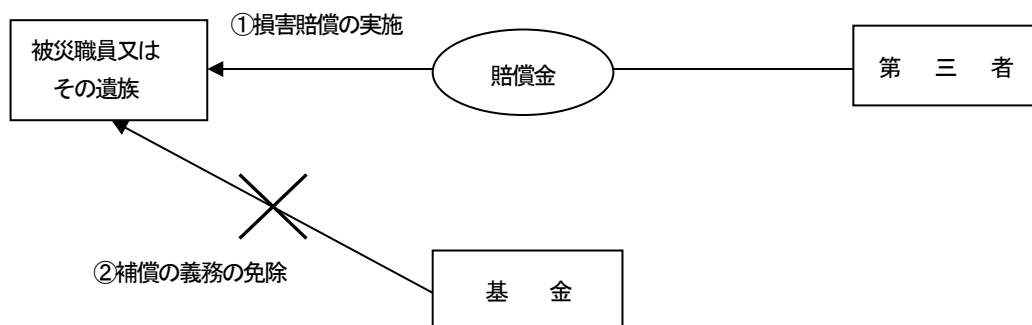




## 6 求償・免責

### (1) 免責【示談先行の場合】

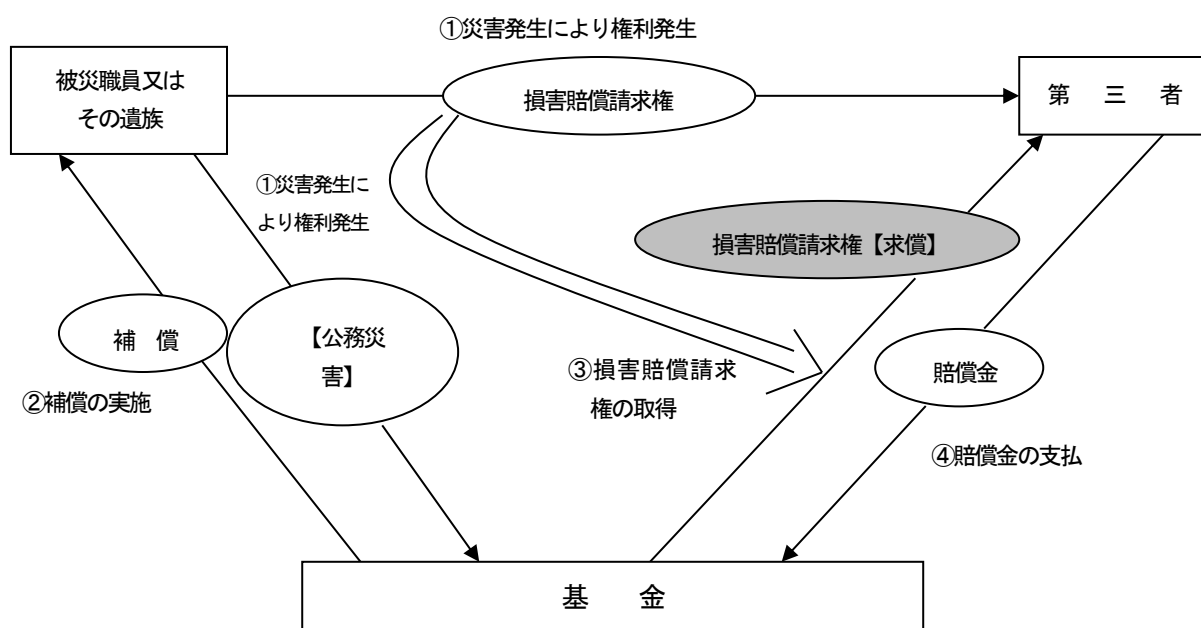
第三者の行為によって公務災害又は通勤災害が発生した場合において、基金が補償を行う前に被災職員が第三者から損害賠償を受けたとき（示談先行）は、基金はその補てんされた損害については補償の義務を免れます。これを、「免責」といいます。



### (2) 求償【補償先行の場合】

第三者の行為によって公務災害又は通勤災害が発生した場合において、被災職員が第三者から損害賠償を受ける前に基金が補償を行ったとき（補償先行）は、基金は補償額の範囲内で被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得します。

基金がこの取得した権利に基づいて第三者に対して請求を行うことを、「求償」といいます。



## 7 第三者加害事案における事務手続

### (1) 被災職員が行うべき事務

- ① 警察への通報・事故届（特に交通事故（自動車、自転車等を問わず）の場合）  
交通事故証明書を発行してもらう際に、通報・状況検分が必要となります。

《注意事項》

- ア 軽症であっても届出すること（その場の口約束で示談しないこと）
- イ 安易に自損事故としないこと
- ウ 自転車による事故も、自動車の交通事故と同様に扱うこと

- ② 第三者の氏名・住所等の確認、事故状況の詳細の把握

認定請求をする際、第三者（未成年者等の場合には保護者についても）の氏名、住所、連絡先、職業、勤務先（社用車運転中の場合）、加入保険等の情報が必要になりますので、確認し、記録をしておいてください。

また、事故時の状況（走行・停止していたか、信号は何色か、一時停止したか、減速したか、速度は何キロか等）についても同様に、記録をしておいてください。

なお、当て逃げ・ひき逃げのような場合は、車両のナンバープレート、車種、車の色等を覚えておいてください。

**【事例】** 子どもが飛び出してきたので避けようとしたところ、自転車ごと転倒した。

→ この場合、保護者（子どもと一緒にいた親、預託された保育園の園長等）が第三者になり得るので、保護者の連絡先を確認してください。

- ③ 自動車保険契約の確認（自動車事故の場合）

自動車の保険には、強制加入保険である自賠責保険と任意保険があります。それぞれの保険について、加入の有無、保険会社名、保険証明書番号を確認してください。

- ④ 所属・公務災害担当者への連絡

認定請求をする場合、認定請求に必要な手続について指示を仰いでください。

《現場での示談交渉は禁止》

「治療費は公務災害にお願いするので、大丈夫」、「どこも痛くないので、大丈夫」等は絶対に言わないでください。また、必ず相手方の連絡先は確認してください。

## (2) 示談先行の場合の事務

認定請求

認定請求書等・第三者加害事案報告書（交通事故or交通事故以外）・交通事故証明書（交通事故の場合）を基金へ提出

※ 治療費は、第三者へ請求してください。

治ゆしたら

「治ゆ報告書」を基金へ提出

示談したら

「免責報告書」・「示談書の写し」を基金へ提出

※ 治療費が確定した時点で、基金で「免責」の手続きを行います。

## (3) 補償先行の場合の事務

認定請求

認定請求書等・第三者加害事案報告書（交通事故or交通事故以外）・交通事故証明書（交通事故の場合）・補償先行申請書・念書（被災職員用・第三者用）を基金へ提出

治療費の請求

療養補償請求書を基金へ提出

治ゆしたら

「治ゆ報告書」を基金へ提出

※ 基金は、第三者と交渉し、治療費等が確定した時点で、過失割合に応じて第三者に請求（求償）しますので、未請求の治療費等があれば、速やかに基金へ請求してください。

示談交渉（第三者が無資力、所在不明等の場合を除く）

※ 基金が行う補償の対象にならないものについて示談交渉を行ってください。なお、示談を締結する前に、示談内容について必ず基金へ相談してください。

《示談について》

【補償先行の場合】

被災職員が第三者と締結した示談は、基金の求償事務も拘束します。

したがって、補償先行事案において、基金に無断で示談を結んでしまうと、基金から第三者へ求償ができなくなってしまう場合もあります。補償先行の場合には、必ず示談内容について基金に連絡してください。

【示談先行の場合】

被災職員が第三者と締結した示談書により、職員の過失が明らかになり、かつ、治療費の一部について第三者から支払いを受けていないことが確認できる場合には、当該支払いを受けていない治療費については、基金に請求することができます。

また、示談書により、職員が第三者から障害補償の支払いを受けていることが確認できる場合には、障害特別給付金等について基金から給付を行うことができる場合もあります。

上記のような事案を確認した場合には、支部まで相談してください。

(4) 提出書類

		第三者加害 報告書 (交通事故)	第三者加害 報告書 (交通事故以外)	交通事故 証明書	補償先行 申請書及び 念書	免責報告書 及び示談書 の写し等	その他
提出のタイミング		認定請求時				示談締結後	
交通事故	示談先行	○		○		○	
	補償先行	○		○	○		
その他	示談先行		○			○	※
	補償先行		○		○		

※ 飼い犬に噛まれた場合は、飼い主の注意義務を判断するための調査票(Q&A集 8-12 参照)を提出してください。

ア 第三者加害報告書 (交通事故)

- ・ 事実を正確に、漏れなく記載してください。
- ・ 「信号又は標識」、「速度」、「事故発生状況略図の道路幅」の各項目や「一時停止していたか」等については、過失割合を決定する際に特に重要になりますので、必ず記入してください。

#### イ 第三者加害報告書（交通事故以外）

- ・ 飼い犬に咬まれた事案や殴打事故については、相手方に関する事項や示談の状況を記載してください。
- ・ 相手方が個人賠償責任保険に加入している場合は「保険証明書番号」、「契約先」、「保険契約者」について記載してください。

#### ウ 交通事故証明書

- ・ 交通事故の場合は必ず添付してください。

#### エ 補償先行申請書及び念書

- ・ 補償先行とする場合には、補償先行申請書を必ず提出してください。
- ・ 補償先行申請理由欄は、補償先行を行うことが適当かどうか判断する資料となりますので、「その他」を選択する場合には具体的に記入してください。
- ・ 併せて、念書（被災職員用、第三者用の2種類）を提出してください。
- ・ 第三者用の念書が提出できない場合は、支部に必ず相談してください。
- ・ 任意保険に加入している場合は保険会社と連名で、念書を作成してください。

#### オ 免責報告書

- ・ 損害額、賠償金受領額について、それぞれ「療養補償」、「慰謝料」欄に記入してください。また、受領額は本人が直接受け取ったものに限らず、保険会社から病院へ直接支払われたもの（治療費等）についても併せて記入してください。

#### カ 示談書

- ・ 支部様式を定めていますが、様式は問いません。保険会社によっては、「示談書」ではなく、「確認書」や「支払証書」と呼ぶ場合もあります。
- ・ 安易に損害賠償権を放棄することのないよう注意してください。口頭による「確認」であっても「示談」とみなされる場合があります。一旦示談が成立すると、双方の合意がなければ変更できないので、注意が必要です。
- ・ 示談締結は治ゆ（症状固定）後に行うようにしてください。総損害額が確定している必要があります。
- ・ 示談当時において予見できなかった後遺症・再発が発生する場合もあるので、後遺症等が発生した場合の取扱いについて、明記しておく必要があります。
- ・ 損害賠償の額については、総額及び内訳（治療費、慰謝料、逸失利益等）を必ず明記してください。
- ・ 損害賠償（逸失利益）の額については、「原則的計算方法」（P. 101参照）により算定した額を基準として、第三者と交渉してください。
- ・ 補償先行の場合には、「基金からの求償に応じる」旨を明記してください。

- ・ 第三者とのトラブル防止のため、示談は必ず書面により行うようにしてください。

《してはいけない示談のパターン》

「どこも痛くないので、自転車だけ直してもらえばいいですよ」、「自賠責の範囲内だけで、結構です」等は絶対に言わないでください。

後日痛みが発生し療養が長期化した場合や後遺症が残った場合には、損害額が自賠責の支払限度額を超える場合もあります。上記のような示談を行った場合、基金の求償事務に著しい支障が生じますので、注意してください。

## 8 第三者加害事案における保険について

### (1) 自賠責保険

- ・ 原動機付自転車を含むすべての自動車について、契約することが自賠法上義務付けられており、「強制保険」と呼ばれています。
- ・ 補償の対象は、人身損害に限られ、物的損害は対象になりません。
- ・ 支払限度額が定められており、「傷害による損害(治療費、文書料、慰謝料等)」については、120万円が限度となっております。
- ・ 被害者に重大な過失（過失割合が70%以上であること）がない限り、基本的に過失相殺は行われません。

### (2) 任意保険

- ・ 任意保険は、自賠責保険の上乗せ保険としての性格を有しており、自賠責保険では補てんされない部分を補てんするものです。
- ・ 被害者は、自賠責保険の支払限度額を超える部分については、任意保険に請求します。
- ・ 任意保険の支払いについては、被害者の過失割合に応じて、減額されます。

### (3) 自賠責保険と任意保険の違い

	自賠責保険	任意保険
名称	自動車損害賠償責任保険 自動車損害賠償責任共済	自動車保険
加入義務	あり	なし
補償範囲	人身事故のみ	対物賠償（自賠責保険の上乗せ）のほか、対人賠償、搭乗者損害、車両保険等
過失相殺	被害者過失 70%以上の場合のみ適用する	過失相殺の民法の一般原則（判例）どおり適用される
支払限度額	〈被害者1名につき〉 障害……………120万円 後遺障害…等級に応じて75～4,000万円 死亡……………3,000万円	支払限度額のない「無制限」契約が多数

## VIII 負担金

補償の実施等、基金の業務に要する費用は、各地方公共団体からの負担金等によって賄われています。これは、基金が職員への災害補償を地方公共団体に代わって行っていることによるものです。なお、平成22年度からはメリット制（P. 121）が導入されています。

### 1 負担金の種類

負担金には、概算負担金と確定負担金の2種類があり、各地方公共団体においては、負担金報告書により負担金額を算定し、指定された期限までに負担金報告書を基金支部に提出するとともに、算定した負担金額を基金支部に納付する必要があります。

概算負担金とは、当該年度の予算に計上された職員の給与総額に基づいて算定する負担金であり、地方公共団体は会計年度の初日から45日以内に概算負担金報告書に添えてその額を基金に納付することとされています。

確定負担金とは、当該会計年度決算に計上された職員の給与総額に基づいて算定する負担金であり、地方公共団体は、会計年度終了後6か月以内に確定負担金報告書を基金に提出することとされており、これに基づいて概算負担金との差額を精算することになります。

### 2 負担金の算定方法

負担金の額は、地方公務員災害補償基金業務規程で定める職務の種類による「職員の区分」に応じ、当該「職員の区分」ごとの職員に係る給与の総額に、地方公務員災害補償基金定款の定める割合（「負担金率」）をそれぞれ乗じて得た額の合計額を基本とします。ここでいう「給与の総額」とは、給料、報酬、賃金、手当、その他名称の如何を問わず、地方公共団体により地方公務員災害補償法の対象となる職員に支払われる給与（児童手当及び退職手当を除く。）の総額です。したがって、議会の議員及び非常勤職員の報酬等については「給与の総額」に算入しませんが、常勤的非常勤職員の報酬等は算入する必要があるので注意してください。

負担金額の算定方法を式で表すと次のようになります。

$$\text{負担金額} = (\text{「職員の区分」ごとの給与の総額} \times \text{「職員の区分」ごとの負担金率}) \text{の合計}$$

負担金率は下表のようになっています。この割合は概算負担金、確定負担金の双方に適用されます。

職員の区分	負担金率
義務教育学校職員	1000分の0.76
義務教育学校職員以外の教育職員	1000分の1.05
警察職員	1000分の3.18
消防職員	1000分の1.67
電気・ガス・水道事業職員	1000分の1.34
運輸事業職員	1000分の2.18
清掃事業職員	1000分の3.34
船員	1000分の6.44
その他の職員	1000分の1.04

(注) 平成21年度分の負担金から適用

### 3 負担金事務の注意事項

#### (1) 給与の総額

「給与の総額」とは、給料、報酬、賃金、手当、その他名称のいかんを問わず、地方公共団体により法の補償の対象となる職員に支払われる給与の総額をいいます。ただし、退職手当、児童手当は含まれません。

議会の議員及び非常勤職員の報酬についても「給与の総額」には含まれませんが、いわゆる再任用短時間勤務職員及び常勤的非常勤職員の報酬については給与の総額に含める必要があるので、注意が必要です。

また、退職手当組合負担金や共済組合の事業主負担金、旅費については算入しません。

なお、普通地方公共団体の職員等が、一部事務組合の職員等を兼ね、当該一部事務組合から給与を支給されるときは、これを一部事務組合の負担金の算定基礎に含め、普通地方公共団体とは明確に区分して、負担金額を算定し、納付する必要があります。

#### (2) 職員の区分

「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」及び「清掃事業職員」には、当該事業についての組織又は会計が独立している限り、当該組織で専ら事務に従事している職員であつても、当該事業の職員に含める必要があります。

なお、公共下水道事業に従事する職員は、「電気・ガス・水道事業職員」に含まれます。



### (3) 算定方法

概算負担金、確定負担金ともに、職員の区分ごとの給与の総額に負担金率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てます。

なお、負担金の算定過程において、便宜上、団体の会計別、組織別等によって算定することがあっても、最終的には団体の主管部局が取りまとめ、職員の区分ごとに集計、算定するようにしてください。

### (4) 負担金報告書の添付資料

基金支部では、負担金が正しく算定されているかどうかを確認する必要があるため、負担金報告書には、負担金の算定根拠を明らかにする次に掲げる書類を添付してください。また、これらの書類には、負担金の算定の際に用いた金額や人数の部分をマーカー等で着色してください。

ア 予算又は決算のために作成された給与費明細書等の写し

イ 負担金の計算書を作成した場合には、計算書の写し

## 4 メリット制の概要

定款で定める負担金率は、職員区分ごとに全国一律ですが、任命権者の公務災害防止のための取り組みを促すことにより、公務災害の減少を図り、あわせて負担の公平も図るため、負担金の算定に当たってメリット制を採用しています。

算定方法は、適用団体の職員区分ごとに過去3年間における負担金に対する給付費の割合からメリット増減率を算出し、前記3による従来の負担金算定額に、このメリット増減率を乗じることで算出します。

これを式で表示すると次のようになります。

$$\text{負担金額} = [\text{職種区分ごとの給与の総額} \times \text{職種区分ごとの負担金率}] \times \text{メリット増減率}$$

これにより、各職場において、公務災害防止への意識を向上させ事故を未然に防ぐことで、負担金の減額と財政負担の軽減を図ることができます。メリット制の適用団体は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市、特例市、特別区、指定都市等加入一部事務組合等（指定都市、中核市又は施行時特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合）となっており、埼玉県支部のメリット制適用団体は、埼玉県、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、川越地区消防組合、埼玉西部消防組合、草加八潮消防組合（令和5年3月時点）です。

## 5 負担金の納付方法

### (1) 概算負担金

ア 提出時期 毎年度4月

イ 提出書類

(ア) 概算負担金報告書

※ 職員数、給与費総額、退職手当額は前々年度の確定負担金報告書（前年度8月算定）の数値を転記。

(イ) 予算の写し、又は給与費の内訳書（新設された団体、配置分合があった団体のみ）

(ウ) 概算負担金計算書（作成した場合）

ウ 納付 基金が指定する振込先に納付する。

※ 振込依頼書の事前送付は行っていない。振込依頼書が必要な団体については、埼玉県支部宛てに連絡が必要。

### (2) 確定負担金

ア 提出時期 毎年度8月

イ 提出書類

(ア) 確定負担金報告書

(イ) 決算書、又は人件費明細書の写し

(ウ) 確定負担金計算書（作成した場合）

ウ 清算

概算負担金の額が確定負担金の額に満たない場合は、その不足額を納付する。ただし、不足額が100円未満の場合は納付しなくてもよい（納付しない場合でも報告書は作成し、提出すること）。

概算負担金の額が確定負担金の額を超える場合は、その過納額を還付する（過納額を翌年度の概算負担金に充当することもできるが、当支部では採用していない。）。

(ア) 納付の場合 基金が指定する振込先に納付する。

※ 振込依頼書の事前送付は行っていない。振込依頼書が必要な団体については、埼玉県支部宛てに連絡が必要。

(イ) 還付の場合 各団体所定の納付書等による納入又は口座振込により還付する。

※ 口座振込の場合は口座名義の記入を忘れないこと。